

官報

号外、昭和二十八年七月十六日

○第十六回 衆議院會議録 第二十三号

昭和二十八年七月十六日(木曜日)

議事日程 第二十二号

午後一時開議

第一 地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案(加藤精三君提出)

第三 社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出)

第四 医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出)

第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 逃亡犯罪人引渡法案(内閣提出)

第七 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外十八名提出)

第九 公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外十四名提出)

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 逃亡犯罪人引渡法案

第十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第十二 昭和二十七年年度における給付の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件
日程第六 逃亡犯罪人引渡法案(内閣提出)

日程第一 地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案(加藤精三君提出)

日程第三 社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出)

日程第四 医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外十八名提出)

日程第八 公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十四名提出)

日程第九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案(内閣提出)

員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律案(内閣提出)
納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出)
通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時十四分開議
○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

第六 逃亡犯罪人引渡法案(内閣提出)
○今村忠助君 議事の日程順序変更の緊急動議を提出いたします。十なわちこの際、日程第六を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。
○議長(堤康次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第六、逃亡犯罪人引渡法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長小林清君。

逃亡犯罪人引渡法案
逃亡犯罪人引渡法
(定議)

第一条 この法律において「締約国」とは、日本国との間に犯罪人の引渡に関する条約(以下「引渡条約」という。)を締結した外国をいう。

2 この法律において「引渡犯罪」とは、引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡を請求することができるものとして掲げる犯罪をいう。

3 この法律において「逃亡犯罪人」とは、引渡犯罪を犯し、その犯罪

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議第二十三号 逃亡犯罪人引渡法案

二 引渡の請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。

三 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又はその引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合に於いて、日本国の法令により逃亡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができるものと認められるとき。

四 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪について締約国の右等の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

五 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

六 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終らず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

七 逃亡犯罪人が日本国民であるとき。

五 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

六 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終らず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

七 逃亡犯罪人が日本国民であるとき。

八 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又はその引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合に於いて、日本国の法令により逃亡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができるものと認められるとき。

九 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪について締約国の右等の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

十 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

一 明らかに逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するときは、

二 第二号第六号又は第七号に該当する場合には逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定がある場合において、明らかに同条第六号又は第七号に該当し、且つ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

三 前項の拘禁許可状は、東京高等検察庁の検察官の請求により発す。

四 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

五 東京高等検察庁の検察官は、検察事務官、警察官、警察吏員、海上保安官又は海上保安官補(以下「検察事務官等」という。)に前条の拘禁許可状による拘束をさせることができる。

六 拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するときは、これを逃亡犯罪人に示さなければならない。

七 検察事務官等は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したときは、できる限りすみやかに、これを東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

八 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第七百二十六条の規定は、拘禁許可状による拘束について適用する。

九 東京高等検察庁の検察官は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したとき、又は拘禁許可状

により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、直ちに、その人遣でないかどうかを取り調べなければならない。

十 逃亡犯罪人が人遣でないときは、直ちに、拘束の事由を告げた上、拘禁すべき監獄を指定し、すみやかに且つ直ちに、逃亡犯罪人その監獄に送致しなければならない。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

十一 (審査の請求)
第八号 東京高等検察庁の検察官は、第四号の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に對し、逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内審査の請求をしなければならない。

十二 前項の審査の請求は書面で行い、これに關係書類を添附しなければならない。

十三 東京高等検察庁の検察官は、第二項の請求をしたときは、逃亡犯

により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、直ちに、その人遣でないかどうかを取り調べなければならない。

十四 逃亡犯罪人が人遣でないときは、直ちに、拘束の事由を告げた上、拘禁すべき監獄を指定し、すみやかに且つ直ちに、逃亡犯罪人その監獄に送致しなければならない。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

十五 (審査の請求)
第八号 東京高等検察庁の検察官は、第四号の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に對し、逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内審査の請求をしなければならない。

十六 前項の審査の請求は書面で行い、これに關係書類を添附しなければならない。

罪人に前項の請求書の謄本を送付しなければならない。

(東京高等裁判所の審査)

第九条 東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2 東京高等裁判所は、前項の決定をすなわち、逃亡犯罪人は、意見述べる機会を与えなければならない。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

3 東京高等裁判所は、第一項の審査をするに必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができ、この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に關する法令の規定を準用する。

(東京高等裁判所の決定)

第十条 東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基づいて、左の区別に従い、決定をしなければならない。

- 一 審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
- 二 逃亡犯罪人を引き渡すことが

できない場合に該当するとき、その旨の決定

三 逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するときは、その旨の決定

2 前項の決定は、その主文を東京高等検察庁の検察官に通知することによつて、その効力を生ずる。

3 東京高等裁判所は、第一項の決定をしたときは、すみやかに、東京高等検察庁の検察官及び逃亡犯罪人に裁判書の謄本を送達し、東京高等検察庁の検察官にその提出した関係書類を返還しなければならない。

(審査請求命令の取消)

第十一条 外務大臣は、第三条の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求を撤回する旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、第四条の命令をした後に、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は第四条各号の一に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八条第三項の規定による審査請求書の謄本の送付を受けた逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、審査の請求をした後に審査請求命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。

に、審査の請求を取り消さなければならない。

(逃亡犯罪人の釈放)

第十二条 東京高等検察庁の検察官は、第十条第一項第一号若しくは第二号の決定があつたとき、又は前条の規定により審査請求命令が取り消されたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

(裁判書の謄本等の法務大臣への提出)

第十三条 東京高等検察庁検事長は、第十条第三項の規定により、裁判書の謄本が東京高等検察庁の検察官に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

(引渡に關する法務大臣の命令等)

第十四条 法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことができ、且つ、引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないとき、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するものとす。

旨を通知するものとす、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十条第三項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡の命令がないときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないとき、又は引渡の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡を命ずることができない。但し、第二号第六号の場合に關し引渡条約に別段の定めがある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないとき、この限りでない。

(引渡の場所及び期限)

第十五条 前条第一項の引渡の命令による逃亡犯罪人の引渡の場所は、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されている監獄とし、引渡

の期限は、引渡命令の日を翌日から起算して三十日の日とする。但し、逃亡犯罪人が引渡の命令の日

に拘禁されていないときは、引渡の場所は、拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁すべき監獄又は拘禁が停止されるまで逃亡犯罪人が拘禁が止れていた監獄とし、引渡の期限は、逃亡犯罪人が拘禁状により拘束され、又は拘禁の停止の取消により拘束された日の翌日から起算して三十日の日とする。

(引渡に關する措置)

第十六条 第十四条第一項の規定による引渡の命令は、引渡状を発して行つ。

2 引渡状は、東京高等検察庁検事長に交付しなければならない。

3 法務大臣は、引渡状を発すると同時に、外務大臣に受領許可状を送付しなければならない。

4 引渡状及び受領許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び発付の年月日を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

第十七条 東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けた場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡犯罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた監

獄の長に対し、引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮しなければならぬ。

2 前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

3 前項の拘禁状は、東京高等検察庁の検察官が発する。

4 第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡犯罪人の拘束について準用する。

5 東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、その監獄の長に対し引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第十八条 法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第二十二条第六項の規定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引渡すべき場所を拘束した旨及び引渡の期限を通知しなければならない。

第十九条 外務大臣は、第十六条第三項の規定による受領許可状の送付を受けたときは、直ちに、これ

を引渡を請求した締約国に送付しなければならない。

2 外務大臣は、前条の規定による通知を受けたときは、直ちに、その内容を締約国に通知しなければならない。

第二十條 第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡の指揮を受けた監獄の長は、締約国の官憲から受領許可状を示して逃亡犯罪人の引渡を求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。

2 監獄の長は、引渡の期限内に前項の規定による引渡の求めがないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

(締約国の官憲による逃亡犯罪人の護送)

第二十一條 前条第一項の規定により、逃亡犯罪人の引渡を受けた締約国の官憲は、すみやかに、逃亡犯罪人を締約国内に護送するものとする。

(拘禁の停止)

第二十二條 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は逃亡犯罪人の住居を制限して、拘禁の停止をすることができ

2 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができ

る。第十七条第一項の規定により法務大臣から東京高等検察庁検事長に対して引渡状の交付があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定により拘禁の停止を取り消したときは、検察事務官等に逃亡犯罪人の拘束をさせることができ

る。

4 前項の規定による拘束は、拘禁許可状の謄本及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面を逃亡犯罪人に示した上、これを拘禁すべき監獄に引致して行

5 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急遽を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止が取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき監獄に引致することができる。但し、その書面は、できる限りすみやかに逃亡犯罪人に示さなければならない。

6 東京高等検察庁検事長は、第二項後段の規定による拘禁の停止の取消があつた場合において、逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致さ

れたときは、すみやかに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

7 左の各号の一に該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失

一 逃亡犯罪人に対し、第十條第一項第一号又は第二号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二 逃亡犯罪人に対し、第十一條第二項の規定による通知があつたとき。

三 逃亡犯罪人に対し、第十四條第一項の規定により、法務大臣から、引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でない」と認める旨の通知があつたとき。

(仮拘禁に関する通知等)

第二十三條 外務大臣は、引渡条約に基き、締約国から逃亡犯罪人が犯した引渡犯罪についてその者を逮捕すべき旨の合状が発せられたことの通知があり、且つ、当該締約国の外交官が締約国において引渡条約に従つて逃亡犯罪人の引渡の請求すべき旨を保証したとき、その通知及び保証があつたことを証明する書面を作成し、これを法務大臣に送付しなければならない。

2 前項の書面には、関係書類があるときは、これを添附しなければならない。

(仮拘禁に関する措置)

第二十四條 法務大臣は、前条第一項の規定による書面の送付を受けた場合において、逃亡犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、逃亡犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第二十五條 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

2 第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二十六條 法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人について、外務大臣から第三條の規定による引渡の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第四條各号の一に該当するため同条の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁さ

れている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならぬ。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放しなければならぬ。

2 前項の告知は、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その監獄の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、逃亡犯罪人に書面を送付して行ふ。

3 仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人に対し第一項の規定による告知があつたときは、その拘禁は、拘禁許可状による拘禁とみなし、第八条第一項の規定の適用については、その告知があつた時に東京高等検察庁の検察官が拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘禁したものとみなす。

第二十八条 外務大臣は、第二十三条の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならぬ。

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 逃亡犯罪人引渡法案

2 逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により逃亡犯罪人が拘束された日から二箇月以内に第二十七条第二項の規定による通知を受けないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならぬ。

第三十条 第二十二條第一項から第五項までの規定は、仮拘禁許可状による拘禁に適用する。

2 前項において準用する第二十二條第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、逃亡犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がなされたときは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、第二十二條第一項の規定による拘禁の停止とみなす。

2 逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がないとき。

3 第二項又は第二十八條第二項の規定による通知があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放し、その効力を失ふ。

一 逃亡犯罪人に対し、第二十六条第一項又は第二十八條第二項の規定による通知があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放し、その効力を失ふ。

二 逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がないとき。

一 逃亡犯罪人に対し、第二十六条第一項又は第二十八條第二項の規定による通知があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放し、その効力を失ふ。

二 逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がないとき。

一 逃亡犯罪人に対し、第二十六条第一項又は第二十八條第二項の規定による通知があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放し、その効力を失ふ。

二 逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がないとき。

一 逃亡犯罪人に対し、第二十六条第一項又は第二十八條第二項の規定による通知があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放し、その効力を失ふ。

規定にかかわらず、東京高等裁判所には、管轄区域の定かないものとする。

第三十三条 日本国と外国との間に新たに引渡条約が締結された場合においては、引渡条約に締約国が日本国に対し当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪について、逃亡犯罪人の引渡を請求することができない旨の定がある場合を除き、この法律は、当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪につきその効力発生後になされた引渡の請求に関しても、適用されるものとする。

附則
1 この法律は、昭和二十八年七月二十二日から施行する。

2 逃亡犯罪人引渡法案(明治二十八年勅令第四十二号)は、廃止する。

3 この法律は、この法律の施行前に犯された引渡犯罪に関する逃亡犯罪人の引渡の請求についても、適用する。

4 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ」の下に「拘禁許可状、仮拘禁許可状又ハ拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者、」を加える。

5 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

逃亡犯罪人の引渡を請求した場合における補償

第二十六条 犯罪人の引渡に関する条約により、日本国が締約国に対し逃亡犯罪人の引渡を請求した場合において、締約国が当該逃亡犯罪人の引渡のためにその拘留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

逃亡犯罪人引渡法案に対する修正
案
逃亡犯罪人引渡法案に対する修正
正
逃亡犯罪人引渡法案の一部を次のように修正する。

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 地方財政法の一部を改正する法律案外一件

第十四条第一項中「引渡すこと
ができ、且つ、」を削り、同項及び
同条第三項中「引渡すことができ
ず、又は」を削る。
第二十二条第七項第三号中「引
渡すことができず又は」を削る。
逃亡犯罪人引渡法案内閣提出に關
する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○小林健君登壇
小林健君 たいま議題と相なりま
した逃亡犯罪人引渡法案について、提
案の要旨及び委員会における審議の経
過並びに結果を御報告申し上げます。
御承知のようによ、日本國との平和条
約第七條(ホ)に基き、アメリカ合衆國
は、本年四月二十二日、わが國に對し
まして、日米犯罪人引渡条約を同日よ
り三箇月後の七月二十二日から有効
とする旨の通告をして参りました。犯
罪人の引渡しとは、外國政府の請求に
より、その外國の法令にかかる罪を犯
した犯罪人の現在する國の政府が、そ
の犯罪人を審判または刑の執行のため
に外國政府に引渡すことを言うのでし
たが、現在わが國においては、
アメリカ人の逃亡犯罪人を引渡すため
の國內法としては、明治二十年に制定
されました逃亡犯罪人引渡条約があり
ますが、同条約はもはや今日の事情に
適合しない規定が多々ありますので、
今回アメリカの通告を機会といたしま
して、諸外國の立法例を參照して、新

たに本法案を制定しようとするもので
ございます。
現行の条約と本法案との異なる点を
申し上げますと、第一に、逃亡犯罪人
の身柄を拘束するには、檢察官の発す
る逮捕状によることになつてゐるの
を、裁判官の発する令状によるものと
いたしました。第二に、条約では、檢
察官の報告を受けて法務大臣が犯罪人
を引渡すべきか否かを決定することに
なつておりましたが、本法案では、東
京高等裁判所の審査により、犯罪人の
引渡しができる旨の決定をした場合に
限り、法務大臣は引渡しができること
としたのであります。
以上が政府の提案理由及びその要旨
でございます。

法務委員会におきましては、去る六
月二十四日日本法案の付託以來審議を続
けて参りましたが、質疑のおもなるも
のを申し上げますと、第一に、条約の
あるアメリカは別といたしまして、条
約のない英國などの諸國との間では、
犯罪人の引渡しはいかにするかとの質
問に對しまして、政府よりは、國際禮
儀によりこの法案の内容に準じて処理
したいとの答弁でありました。第二に、
裁判官が犯罪人の引渡しができると決
定した場合に、法務大臣が引渡しをし
ない場合があることは適當であるとい
ふの質疑に對しまして、政府から、諸
外國の立法例もそうなつておるし、國
際紛争の渦中にある人物の引渡し等

の責任を裁判所に負わしめることとす
るのは適當でないとの答弁がありまし
た。
かくて、七月十四日質疑を終了し、
次いで、自由党より修正案が提出いた
されました。その修正内容は、犯罪人
は弁護士の補佐を受けることができ
ること、さらに、犯罪人の引渡しの際
は、裁判所の決定を主合として、その
上に立つて大局的立場から法務大臣は
引渡しをするとの内容であります。
同日、討論省略の上採決に入りました
ところ、修正案並びに修正部分を除
く政府原案はいずれも全会一致をも
つて可決いたしました。かくて逃亡
犯罪人引渡法案は修正議決された次第
であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は修正であり
ます。本案は委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長報告の通
り決しました。

第一 地方財政法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)
第二 町村の警察維持に關する責
任転移の時期の特例に關する法
律案(加藤精三君提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第一、地方
財政法の一部を改正する法律案、日程
第二、町村の警察維持に關する責任転
移の時期の特例に關する法律案、右兩
案を一括して議題といたします。委員
長の報告を求めます。地方行政委員長
中井一夫君。

地方財政法の一部を改正する法律
案
地方財政法の一部を改正する法
律

第五條第一項第五号中「公共施設」
の下に「又は公共施設」を加え、同条
に次の一項を加える。
3 第一項第五号の場合における普
通税の標準税率は個人に對する市
町村民税の所得割にあつては、当
該市町村の課税額の總額が、所得
税額を課税標準とし、税率を百分
の十八とした場合における課税額
の總額(納税義務者の所得税額に
百分の十八を乗じて得た額が当該
納税義務者に係る地方税法(昭和
二十五年法律第二百二十六号)第
二百九十二條第四号本文に規定す
る課税總所得金額に百分の十を乗
じて得た額をこえる場合において
は、当該納税義務者に係る課税額
は、その課税總所得金額の百分の

十の額として算定するものとする。
)と同額になる税率とする。
第五條の次に次の四條を加える。
(地方債の償還年限)
第五條の二 前條第一項第五号の規
定により起す地方債の償還年限は、
当該地方債を財源として建設した
公共施設又は公用施設の耐用年数
をこえないようにしなければなら
ない。当該地方債を借り換える場
合においても、また同様とする。
(証券発行の方法による地方債)
第五條の三 地方公共団体は、証券
を発行する方法によつて地方債を
起す場合においては、政令の定め
るところにより、募集、売出又は
交付の方法によることができる。
2 前項の証券は、割引の方法によ
つて発行することができる。
3 第一項の地方債を償還する場合
においては、政令の定めるところ
により、抽せんの方法によつてす
ることが出来る。
(商法の運用)
第五條の四 商法(明治三十二年法
律第四十八号)第三百九條から第
三百一十條までの規定、前條第
一項の地方債について地用する。
この場合において、これらの規定
中「社債」とあるのは「地方債」と、
「社債権者」とあるのは「地方債権
者」と、「債券」とあるのは「証券」
と読み替へるものとする。

(一部事務組合による地方債)

第五條の五、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合で、その規約に当該組合を組織する地方公共団体に貸し付けるための地方債を共同して起す旨を規定するものが起す地方債については、当該組合と当該組合を組織する地方公共団体とが連帯してその償還及び利息の支払の責に任ずるものとする。

第六條第一項本文中「前条」を、第五條に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十條の三中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削る。

第十二條第二項第三号中「警察予備隊」を保安庁に改める。

附則第三十三條に次の一項を加える。

2 第五條の二の規定は、前項の規定により起す地方債について適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方財政法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方財政法の一部を改正する法律案に対する修正

地方財政法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 地方財政法の一部を改正する法律案外一件

第五條第一項第五号の改正に関する部分中「公共施設」の下に「公用施設」を加え、「学校、河川、道路、港湾等の公共施設を、学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設に改め、」に改める。

附則第三十三條の改正に関する部分中「附則第三十三條」の下に「第二号中創設の下に「及び整備」を加え、同条」を加える。

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

昭和二十七年十二月二十一日から昭和二十八年七月三十一日まで警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十條の三第六項の規定に於て警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げたい旨を昭和二十八年八月二十日までに國家公安委員会を経て内閣總理大臣に申請し、同年八月三十一日までにその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転

移は、同条第八項の規定にかかわらず、同年九月一日に行われるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百三十三号)は、廃止する。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(加藤三君提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

(中井一夫君發議)

○中井一夫君 ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案に関する地方行政委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は地方債の制限の緩和と地方債の信用を高めることを主たる目的とするものであります。詳細は一切速記録に譲ります。

本案は、六月十六日日本委員会に付託せられ、慎重審議を重ねました上、七月八日質疑を終了いたしましたところ、自由党、改進黨、日本社会党両派の四党共同提案による修正案が提出せられました。すなわち、修正の第一点は、本法第五條第一項第五号に関する政府の改正案の文言を改め、「その他

の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、」その他の土木施設等の文字を加えることによつて、これらの施設の財源として地方債を認め得ることを法文上明らかにすること。

修正の第二点は、本法附則第三十三條の地方債の特例中、自治体警察の創設に伴う施設の建設費については当分の間地方債を財源とすることを認められているのを、さらに、自治体警察の整備についても起債を認められるよう改めることとあります。討論を経て採決に付し、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもつて可決せられましたので、本案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

次に、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につき、本委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案の提出理由は、警察法の規定により、十月三十一日までに警察を維持しないことに決定した旨の報告が内閣總理大臣に対してなされたときは、翌年四月一日に警察維持の責任転移が行われることになつておるのであります。しかるに、若干の町村は、財政困難等の理由よりいたしまして、右四月一日を待つことができず、すみやかにその転移を切望するものがあるに思ふべきものがあるに思ふので、警察法の規定の特例として、昭和二十八年八月三十一日までに一定の手続を完了

した町村については、同年九月一日に責任転移の時期を繰り上げる道を開かんとするものであります。

本案は、七月十一日加藤三君から提出せられ、慎重審議し、討論採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決されました。なお、この議決につきましては、特に委員会一致の希望がありますので、この際これだけつけ加えて申し上げます。西日本水害等の特殊事情を特に考慮したのであるが、本案が警察法の規定に対する特例でありますから、かかる特例をたびたびいたしますことは、警察法そのものの修正にかわるものであり、また立法院の権威にかかわるものであるのにかんがみまして、将来かかる法案を提出しないようにいたしたい、こゝういふ嚴重な希望があつたことをつけ加えて御報告いたしておきます。(拍手)

○國長(堤原次郎君) まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○國長(堤原次郎君) 起立多数、よつて本案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第二につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 社会保険審査官及び社会保険審査会法案外一件

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出)
第四 医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第三、社会保険審査官及び社会保険審査会法案、日程第四、医師等の免許及び試験の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員理事松永伸君

社会保険審査官及び社会保険審査会法案
社会保険審査官及び社会保険審査会法

目次

第一章 社会保険審査官

第一節 設置(第一一条、第二一条)

第二節 審査の手續(第三一条、第三十二条)

第二章 社会保険審査会

第一節 設置及び組織(第十九条、第三十一条)

第二節 審査の手續(第三十二条、第四十五条)

第三章 罰則(第四十六条、第四十八条)

附則

第一章 社会保険審査官

第一節 設置

第一一条 健康保険法(大正十一年法

律第七十号) 第八十条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号) 第三十九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第六十三条及び厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号) 第六十二條の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県に社会保険審査官(以下審査官といふ)を置く。

2 各都道府県に置かれる審査官の定数は、政令で定める。
(任命)

第二条 審査官は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 附則第八条に規定する職員のうちから、厚生大臣が命ずる。

第二節 審査の手續
(管轄審査官)

第三条 健康保険法第八十条、日雇労働者健康保険法第三十九条、船員保険法第六十三条又は厚生年金保険法第六十二条の規定による審査の請求は、左に掲げる審査官に対してするものとする。

一 都道府県知事がした処分に對する審査の請求にあつては、その都道府県に置かれた審査官
二 健康保険組合がした処分に對する審査の請求にあつては、その健康保険組合の事務所の所在地の都道府県に置かれた審査官

三 厚生大臣がした保険給付に関する処分に對する審査の請求にあつては、請求人が当該保険給付につき經由した都道府県知事の統轄する都道府県に置かれた審査官
(請求の期間)

第四条 審査の請求は、標準報酬又は保険給付に関する処分かあつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。但し、正当な事由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

2 標準報酬に関する処分に對する審査の請求は、原処分の日から二年を経過したときは、することができない。
(請求の方式)

第五条 審査の請求は、政令の定めるところにより、文書又は口頭ですることができ、
2 審査の請求は、原処分に関する事務を処理した都道府県の機関若しくは健康保険組合又は請求人の居住地の都道府県と同種の事務を処理する機関若しくは審査官を経由してすることができ、
(却下)

第六条 審査の請求が不法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、決定をも

つて、これを却下しなければならない。
(補正)

第七条 審査の請求が不法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 審査官は、請求人が前項の期間内に補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができ、但し、前項の不法法が輕微なものであるときは、この限りでない。
(移送)

第八条 審査の請求が管轄であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、且つ、その旨を請求人に通知しなければならない。
2 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査の請求があつたものとみなす。
(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査の請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分を保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。
2 前項の通知を受けた者は、審査官に對し、事件につき意見を述べることができ、
(原処分の執行の停止等)

第十条 審査の請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償ふことの困難な損害を避けるため必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。
2 審査官は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。
3 第一項執行の停止は、審査の請求があつた日から六十日以内に審査の請求についての決定がないときは、その効力を失ふ。
4 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによつて行ふ。
5 審査官は、執行の停止又は執行の取消をしたときは、請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人に通知しなければならない。
(審理のための処分)

第十一条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。
一 請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を認め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第一項第四号の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならぬ。前項の規定により囑託を受けた審査官も、同様とする。

4 審査官は、請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分を違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その請求を棄却し、又はその

意見を採用しないことができる。

5 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審査手続の受審)

第十二条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第十三条 審査官は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十四条 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、決定をした審査官が、これに署名押印しなければならない。

2 審査官は、請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に、決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第十五条 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第十六条 決定は、第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束する。

(決定の変更等)

第十七条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百九十三条ノ二第一項判決の変更及び第百九十四条第一項判決の更正の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは、「決定」と、「裁判所」とあるのは、「審査官」と、「其ノ官渡後一週間内」とあるのは、「其ノ決定書が請求人ニ送付セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは、「審理ノ為ノ処分」と読み替へるものとする。

(政令委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、審査に関する手続は、政令で定める。

いては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百九十三条ノ二第一項判決の変更及び第百九十四条第一項判決の更正の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは、「決定」と、「裁判所」とあるのは、「審査官」と、「其ノ官渡後一週間内」とあるのは、「其ノ決定書が請求人ニ送付セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは、「審理ノ為ノ処分」と読み替へるものとする。

(政令委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、審査に関する手続は、政令で定める。

第二章 社会保険審査会

第一節 設置及び組織

第十九条 健康保険法第八十条、日雇労働者健康保険法第三十九条、船員保険法第六十二条及び厚生年金保険法第六十二条の規定による再審査並びに健康保険法第八十一条、日雇労働者健康保険法第四十条、船員保険法第六十四条及び厚生年金保険法第六十三条の規定による審査の事務をつかさどらせるため、厚生大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(職権の行使)

第二十条 審査会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第二十一条 審査会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第二十二条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十三条 委員長及び委員の任期

は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることことができる。

(身分保障)

第二十四条 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その職を反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁ご以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため、職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があるとして認められたとき。

(罷免)

第二十五条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第二十六条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 審査会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

昭和二十八年七月十六日 衆議院会議録第二十三号 社会保険審査官及び社会保険審査会法案外一件

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議第三十三号 社会保険審査官及び社会保険審査会法案件一件

(会期)

第二十七条 審査会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決する。

(給与)

第二十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第二十九条 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動を行うこと。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(利益を代表する者の指定)

第三十条 厚生大臣は、健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び厚生年金保険ごとに、補保者の利益を代表する者及び事業主(船員保険にあつては、船舶所有者)の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

(職務)

第三十一条 審査会の職務は、厚生省保険局で処理する。

第二節 審査の手続

(請求の期間等)

第三十二条 健康保険法第八十条第一項、日雇労働者健康保険法第三十九条第一項、船員保険法第六十条第一項又は厚生年金保険法第六十二条第一項の規定による再審査の請求は、審査官の決定書の謄本が送附された日から六十日以内に行ななければならない。

2 健康保険法第八十条第二項、日雇労働者健康保険法第三十九条第二項、船員保険法第六十条第二項又は厚生年金保険法第六十二条第二項の規定による再審査の請求は、審査の請求をした日から百二十日以内に行ななければならない。

3 健康保険法第八十一条、日雇労働者健康保険法第四十条、船員保険法第六十四条又は厚生年金保険法第六十三条の規定による審査の請求は、当該処分があつたことを知つた日から六十日以内に行ななければならない。

4 第四条第一項但書の規定は、前三項の期間について適用する。

5 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項に規定する再審査に準用する。

6 第一項及び第二項の再審査並びに

第三項の審査の請求において、原処分をした保険者、健康保険法第三十一条第二項、日雇労働者健康保険法第三十四条第三項、船員保険法第十二条第二項及び厚生年金保険法第十二条第二項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。)をもつて相手方とする。

(保険者等に対する通知)

第三十三条 審査会は、再審査又は審査の請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及び第三十条の規定により指名された者(以下「利益代表者」という。)に通知しなければならない。

(参加)

第三十四条 審査会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、利害関係のある第三者を当事者として再審査又は審査の手續に参加させることができる。

2 審査会は、前項の規定により第三者を手續に参加させるときは、あらかじめ当事者及び当該第三者の意見を聞かなければならない。

(原処分の執行の停止等)

第三十五条 審査及び再審査の請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査会は、原処分執行により生ずることのある傾倒の困難な損害を避けるため緊急の必要

があるとき、職権でその執行を停止することができる。

2 審査会は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによつて行う。

4 審査会は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、原処分をした保険者以外の当事者に通知しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第三十六条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び利益代表者に通知しなければならない。

(審理の公開)

第三十七条 審理は、公開しなければならない。但し、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)

第三十八条 審理期日における審理の指揮は、委員長が行う。

(意見の陳述等)

第三十九条 当事者及びその代理人は、審理期日に出席し、意見を述べることができる。

2 利益代表者のうち、被保険者の利益を代表する者は、被保険者たる当事者の利益のため、事業主の利益を代表する者は、事業主たる当

事者の利益のため、それぞれ審理期日に出席して意見を述べ、又は意見を提出することができる。

(審理のための処分)

第四十条 審査会は、審理を行うために必要があるときは、当事者若しくは利益代表者の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出席を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に係る事業所その他の場所に立ち入り、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱托すること。

2 審査会は、委員長又は委員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする委員長又は委員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

3 前項の規定により立入検査をする委員長又は委員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 審査会は、当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分を違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分を違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第十一條第五項の規定は、第二項の規定による処分に準用する。

(罰書)

第四十一條 審査会は、審理の期日における経過について、調査を作成しなければならない。

2 利害関係人は、厚生省令の定める手続に従い、前項の調査を閲覧することができる。

(合議)

第四十二條 審査会の合議は、公開しない。

(裁決の方式)

第四十三條 裁決は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に關与した委員が、これに署名押印しなければならない。

委員長又は合議に關与した委員が署名押印することができないときは、合議に關与した委員又は委員

長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

2 審査会は、当事者に裁決書の謄本を送付しなければならない。

(罰用規定)

第四十四條 第五條第一項、第六條、第七條、第十二條、第十三條、第十五條及び第十七條の規定は、審査会の行ふ再審査又は審査の手続に準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第十二條及び第十五條中「請求人」とあるのは「当事者」と読み替へるものとする。

(政令委任)

第四十五條 この章に定めるもののほか、再審査及び審査に關する手続は、政令で定める。

第三章 罰則

第四十六條 第十一條第一項第四号若しくは第二項又は第四十條第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。但し、審査官の行ふ審査の手続における請求人若しくは第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は審査会の行ふ再審査若しくは審査の手続における当事者は、この限りでない。

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。但し、審査官の行ふ審査の手続における請求人若しくは第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は審査会の行ふ再審査若しくは審査の手続における当事者は、この限りでない。

一 第十一條第一号若しくは第二項又は第四十條第一項第一号若しくは第二項の規定による処分を違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第十一條第一項第二号又は第四十條第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分を違反して物件を提出しない者

三 第十一條第一項第三号又は第四十條第一項第三号の規定による鑑定人に対する処分を違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、第四十六條又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 第二十二條第一項の規定による審査会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても、行ふことができる。

(委員長及び委員の任命手続の特例)

3 第二十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる審査会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第二十三條第一項第一号の表の中

「社会保険審査会」

健康保険、船員保険及び厚生年金保険に關する決定及び徴収金等についての処分に關するものを審査すること。

「国立教養院」を「国立教育院」に改める。

「社会保険審査会」を「国立教育院」に改める。

第二十七條の次に次の一条を加える。

(社会保険審査会)

第二十七條の二 社会保険審査会に關しては、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第一号)の定めるところによる。

「第三章を削る。

健康保険法の一部を次のように改正する。

三九九

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 社会保険審査官及び社会保険審査会法外一件

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 社会保険審査官及び社会保険審査会法律案外一件

第四十二条ノ二を第四十二条ノ三とし、第四十二条の次に次の一条を加ふる。

第四十二条ノ二 標準報酬若ハ保険給付ニ関スル処分又ハ保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ賦課若ハ徴収ノ処分若ハ第十一

「第六章 審査ノ請求及訴訟」を「第六十條 審査ノ請求」に改める。

第八十條 標準報酬又ハ保険給付ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査官ノ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

審査ヲ請求シタル日ヨリ六十日以内ニ決定ナキトキハ請求者ハ社会保険審査官ガ審査ノ請求ヲ棄却シタルモノト看做シ社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ審査及前二項ノ再審査ノ請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第八十二條乃至第八十六條 削除

第八十二條乃至第八十六條ノ二までを次のように改める。

8 給員保険法の一部を次のように改正する。

「第五章 審査ノ請求及訴訟」を「第六十三條を次のように改める。

第六十三條 標準報酬又ハ保険給付ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査官ノ審査ノ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

審査ヲ請求シタル日ヨリ六十日以内ニ決定ナキトキハ請求者ハ社会保険審査官ガ審査ノ請求ヲ棄却シタルモノト看做シ社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ審査及前二項ノ再審査ノ請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第六十五條乃至第六十七條 削除

「第五章 審査ノ請求及訴訟」を「第六十二條を次のように改める。

第六十二條 標準報酬又ハ保険給付ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査官ノ審査ヲ請求シ

其ノ決定ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

審査ヲ請求シタル日ヨリ六十日以内ニ決定ナキトキハ請求者ハ社会保険審査官ガ審査ノ請求ヲ棄却シタルモノト看做シ社会保険審査会ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ審査及前二項ノ再審査ノ請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第六十四條乃至第六十六條 削除

特別職の職員ノ給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中第十二号の次に次の一条を加ふる。

十二の二 社会保険審査会の委員長及び委員

別表第一中「土地調整委員会委員」を「土地調整委員会委員」を「社会保険審査会の委員長及び委員」に改める。

この法律による社会保険審査官を命ぜられたものとみなす。

12 この法律の施行前に、社会保険審査会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律による社会保険審査官又は社会保険審査会がし

た請求の受理その他の手続は、この法律による社会保険審査官又は社会保険審査会がした請求の受理その他の手続とみなす。

13 従前の社会保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際裁判所に係属しているものについては、従前の社会保険審査会とした訴訟行為は、この法律による社会保険審査会とした訴訟行為とみなす。

社会保険審査官及び社会保険審査会法律案内閣提出に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

医師等の免許及び試験の特例に關する法律案

第一條 昭和二十八年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和國連邦、樺太、千島、北緯三八度以北の朝鮮、關東州、滿州又は中国本土の地域内に在つて昭和

二十八三月二十三日以降引き揚げた者(以下「引揚者」という。)であつて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十六條第四項の規定に該当するものに對する医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、なお同法同条の例によることのできる。

第二條 引揚者であつて、医師法第三十六條第三項又は第四項の規定に該当するものは、同法第十二條の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる医師國家試験予備試験を受けることができる。

第三條 引揚者であつて、齒科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十三條第三項の規定に該当するものに對する齒科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、なお同法同条の例によることのできる。

第四條 引揚者であつて、齒科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものは、同法第十二條の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる齒科医師國家試験予備試験を受けることのできる。

第五條 引揚者であつて、引揚の直前に診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第

二條 引揚者であつて、引揚の直前に診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第

二條 引揚者であつて、引揚の直前に診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第

二條 引揚者であつて、引揚の直前に診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第

二条に規定する業務を行つていたもの又は引揚前に引き続き三年以上同法第二条に規定する業務を行つていたものは、この法律の施行後三箇月以内この法律の施行後引き揚げた者については、引き揚げた日から三箇月以内)に、省令の定めるところにより、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事していた施設の種類及び所在地をその住所地の都道府県知事に届け出ることが出来る。

2 前項に規定する者については、第六条 引揚者であつて、第一条に規定する地域内において保健補助隊員若しくは隊員(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五本又は第六本に規定する業務を行つていたものも、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたるものは、同法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる准看護婦試験を受けることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)。

昭和二十八年七月十六日 衆議院会議録第二十三号 社会保険審査官及び社会保険審査会法案外 件

(松永徳君質問)
○松永徳君 三だいま議題となりました社会保険審査官及び社会保険審査会法案、及び医師等の免許及び試験の特例に関する法律案の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。まず、社会保険審査官及び社会保険審査会法案について申し上げます。最近における社会保険審査会に対する審査請求件数は、社会保険の適用範囲の拡大等に伴ひ、ますます増加するものと思はれるのであります。本制度本来の目的である、簡易迅速に被保険者及び事業主の権利を保護救済するといふ実をあげることに困難となりましたので、これを改正し、審査の能率を上げるとともに、その公正を期そうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。本法案の詳細については速記録によつて、丁承継りたいと存じます。

本法案は、六月二十九日本委員会に付託せられ、七月十一日までの間審議を行い、ことに審査官の改及び任命の手続、審査会の構成等に関し、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。かくて、七月十日質疑を終了し、同十一日討論に入りましたと云ふ、自由党を代表して田中委員、改進黨を代表して吉原委員、自由党を代表して瓦巻委員より、それぞれ希望を付して賛成の意見が述べられ、次いで、日本社会党を代表して柳田委員、日本社会党を代表して杉山委員よりは、審査会の構成、審査委員の任命等が非民主的である等の理由をあげて反対の意見が述べられたのであります。討論を終了し、採決に入りましたところ、本法案は多数をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、医師等の免許及び試験の特例に関する法律案について申し上げます。本案の大意は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。本法律案は、七月一日日本委員会に付託せられ、同五日政府より提案理由の説明を聴取した後、熱心なる審議が行われ、七月十日質疑を終了し、同十一日討論を省略して採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

○長谷川保君質問
○長谷川保君 三だいま上程せられました社会保険審査官及び社会保険審査会法案に對しまして、私は日本社会党を代表いたしまして反対の討論をなさんとするものであります。御承知のこと、従来、健康保険法、給付保険法及び厚生年金保険法に基く保険給付の処分不服のある被保険者及び保険料の賦課、徴収、節約の処分不服のある事業主は社会保険審査会に審査の請求ができることとなつておりました。この審査会は、各六名よりなる被保険者、すなわち労働者代表、事業主代表、公益代表の三者構成によつて民主的に公正な選出がなされ、被保険者の利益が守られて来たのであります。今、政府は、最近の審査請求の増加と、現在百六十件の審査請求が未処理となつて居ること、また健康保険、厚生年金保険の適用範囲の拡大、日額労働者健康保険の新設による今後の審査請求件数が二倍になるであらうといふ予想のもとに、従来の三者構成の民主的審査会を非常勤の委員のために非能率であるといひましたし、これを官制化し、新たに内閣總理大臣が国会の承認を得て任命する特別職たる常勤の三名の委員をもつて処理せしめることとしたのであります。これによりますれば、従来審査会において決議権を持つていた被保険者代表及び事業主代表は、決議権を失つて、単に会議に出席して意見を述べ得るにすぎないものと相なるのであります。

政府は三者構成による民主的審査会の組織が非能率の原因だと考へておられるのであります。これは間違ひであるのであります。現行審査制度が開始された昭和二十五年四月から二十七年十二月までの三十三箇月間に開催された審査会

は、おらずに三十回しかありません。しかも、この審査会は、通常午後一時から開会される予定でありましたが、実際に会議に入るのは午後二時くらいからであり、午後四時半くらいには散会してあります。従つて、この問題でされた審査件数は百三十一件、すなわち一回の審査会に平均四・八件しかありません。こんなやり方では、どんな制度のもとも、未処理件数が累加して来るのは当然であります。これを免すれば、審査会の組織が悪いのではなくて、会の運営の方法が悪いのであります。これは明白であります。もし審査会を月四、五回開き、あるいは午前午後におつて開けば、現在の三倍以上の処理件数があつても十分処理でき、被保険者の利益を十分守り得るはずであります。

政府はまた、審査会委員諸君がそれぞれ社会の重要なポストにある人々であるために出席率が悪いと申しておりますが、もしさうであるならば、会議において決議権を持つ重要な委員の資格をもつておられざるべきであります。から、これを単なるオブザーヴァー的な資格のものとするれば、いさゝこの種の委員の出席を期待することはできなくなりま。審査会に、まったく官選の委員によつてのみ事務的に、独断的に運営されることとなつて、被保険者や事業主の利益を守ることではできなくなるのであります。従つて、賢者が

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議第二十三号 学校教育法等の一部を改正する法律案

このく、政府が被保険者の利益を守るために本改正をなさんとするならば、本案のような改正をすべきではありませぬ。よろしく審査委員の考慮に重点を置いて、人々をこめて、この職務の重要性を認識する熱心なる人々を選ばばよろしいのであつて、かかる人々に労働組合にも日雇連その他の団体にも幾らもおります。この種の団体は喜んで適當なる委員を推薦し、協力するであらう。

第二に、社会保険はほとんど大部分が事業主と被保険者の保険料によつて運営せられており、この点からも、保険の運営について事業主及び被保険者の意見は十分尊重されなければなりません。ことに、被保険者にとつて最後の生活保障ともいふべき保険給付の不届について、被保険者に十分発言の機会が与えられるべきは当然であります。

現行審査会制度が見直して四年、現に審査会において、被保険者代表委員から被保険者の立場に立つて発言して、ともすれば事務的に処理されようとした事案を被保険者に有利に解決せしめ、一歩々々と被保険者に有利な判例を積み重ねておりますし、事業主代表もまた、実情を無視して法規一点ばかりで行われた保険料の増徴等について、事業主の立場より発言して厚生省側の反省を求め、事業主の立場を守ることに努力してゐるのであります。

の価値が認められて来た今日、本改正案のごとく審査会が官制式となれば、その決定に厚生省側の意向が強く反映し、審査は、被保険者と事業主の利益を調整するよりも、厚生省の保険料増徴、特に保険財政の見地から事務的に考慮される結果になることは明らかであつて、審査会制度を設けた趣旨はほとんど失われると云わなければなりません。

第三に、随上労働者は、現行失業保険及び労災保険については従来通り三審制を審査会制度によつてその利益を守られるが、船員保険法は御承知のごとく総合保険であつて、その中に失業保険も労災保険も包含されている關係上、本改正によつて審査委員が官制化された場合は、船員は、その保険給付の不届について自己の代表者を通過して審査会において自己の主張を述べ決定に参加する権利をまつた損失といふ一般随上労働者に比しまして、はなはだしく不均衡で不利な立場に置かれることは明白であります。社会保障制度審査会が、本改正案に対し、審査会の三審構成について厚生省の反省を強く求めたるに對して、厚生省は、この動向を以て曲解無視して、本改正を遂行せんとする意向はいささかあるものであります。よつて、想ふに、その第一は、スト規制法、MSA、刑事訴訟法の改訂等々と、一連の民主主義の進歩を阻害せんとする逆

の価値が認められて来た今日、本改正案のごとく審査会が官制式となれば、その決定に厚生省側の意向が強く反映し、審査は、被保険者と事業主の利益を調整するよりも、厚生省の保険料増徴、特に保険財政の見地から事務的に考慮される結果になることは明らかであつて、審査会制度を設けた趣旨はほとんど失われると云わなければなりません。

コース立法の一環としての本改訂であり、その第二の意図は、民主主義の価値を評価し得ざる官僚の独善が、民主的運営の非能率に藉口して官僚支配を一步前進せしめ、あわせて官僚の手探しの新法に一つつち上げんとするものと断せざるを得ません。

（指手）もし、スト規制法を、正面切つて我が国民主主義の外はりを埋めんとするものであるとすれば、本法案は、大切なる意図の一つ／＼を台所から取り引き、日本民主主義に對するどぶねずみ法案となつざるを得ないのではありません。（指手）

我が日本社会党は、かかる随上労働者の利益を無視し、民主主義の進歩に逆行する反動立法に断固反對するものであります。（指手）

○議長（橋本武郎君） これにて討論は終局いたしました。すなわち、目録第三のき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

めます。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

第五 学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（橋本武郎君） 目録第五、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長津見一君。

学校教育法等の一部を改正する法律案

部の学科及び教科」に改める。第七十六条中「第十九条を第十九条、第二十一条」に改める。

第七十七条を次のように改める。第七十七条、高等学校、盲学校、聾学校及び盲聾学校においては、前条の間、第五十一条及び第七十六条において準用する第二十一条第一項の規定にかかわらず、文部大臣の定めるところにより、同条第四項に規定する教科用図書以外の教科用図書を併用する事ができる。

第二 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三 私立学校法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

(都道府県知事の事務)

第七条 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)及び教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の規定に基づき、私立大学以外の私立学校の校長(院長を含む)及び教員に係る免許状に関する事務を行う。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。
(文部省設置法の一部改正)

第四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 教科用圖書の検定を行うこと。
第八條第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 教科用圖書の検定を行うこと。

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とする。
附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年七月十六日 衆議院会議録第二十三号 道路運送法の一部を改正する法律案

(辻寛一君質問)

○辻寛一君 たいま上げせられました。学校教育法等の一部を改正する法律案につきまして、その内容の概略と審議の経過並びに結果を簡明に申し上げます。

まずこの法案の目的としております。焦点について申し上げます。第一、主眼として申し上げます。第一、主眼として申し上げます。第一、主眼として申し上げます。

以上御報告を終わります。(拍手)
○議長(橋本武雄) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(橋本武雄) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。(拍手)
第七 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(橋本武雄) 日程第七、道路運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長(内田正一君)。

道路運送法の一部を改正する法律案
道路運送法の一部を改正する法律案
道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

日次中(第八号) 道路運送新編会(第百三十九号)を(第八号) 自動車運送協議会(第百三十九号)に改める。
第三号第二項を次のように改める。
2 一般自動車運送事業(特種自動車運送事業以外の自動車運送事業)の種類は、左に掲げるものとする。
一 一般貨物自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により貨物を運送する一般自動車運送事業)
二 一般貨物旅客自動車運送事業(旅客を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの)
三 一般乗用旅客自動車運送事業(二輪の契約により乗車定員十人以下の自動車若しくは切つて旅客を運送する一般自動車運送事業)
四 一般貨物自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により貨物を運送する一般自動車運送事業)
五 一般区域貨物自動車運送事業(貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの)
六 一般小形貨物自動車運送事業(最大積載量が五トン以下であるトントンの以下の自動車のみに貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、第百四号の自動車運送事業以外のもの)
第六号を次のように改める。
(免許基準)
第六号 運輸大臣は、一般自動車運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。
一 当該事業の開始が輸送需要に對し適切なものであること。
二 当該事業の開始によつて、当該路線又は事業区域に係る供給力が輸送需要に對し不均衡とならぬものであること。
三 当該事業の進行上適切な計画を有するものであること。
四 当該事業を自ら運送に運行するに足る能力を有するものであること。
五 その他の当該事業の開始が公益上必要であり、且つ、適切なものであること。
運輸大臣は、特種自動車運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。
一 当該事業の開始が輸送需要に對し必要なものであること。

三五三

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議第二十三号 道路運送法の一部を改正する法律案

二 当該輸送需要が一般自動車運送事業によつて満たされることを適切としたものであること。

八 運輸大臣は、免許の申請を審査する場合において、前二項に掲げる基準を適用するに當つては、形式的同一性に流れることなく、当該自動車運送事業の種類及び路線又は事業区域に応じ、実情に即うように努めなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。
(欠格事由)

第六条の二 運輸大臣は、左の各号の場合には、自動車運送事業の免許をしてはならない。
一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。
三 免許を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は精神障害者である場合において、その法定代理人が前二号の二に該当する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法

人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職務又は支配力を有する者を含む。以下同じ)が前号の二に該当する者であるとき。

第七条第一項中「期間内」の「の」の下に「且つ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行うことができることについて運輸大臣の認可を受け」を加える。

第八条第二項に次の一号を加える。
五 運賃及び料金が附随制による場合であつて、運輸大臣がその算定の基礎となる距離を定めるときは、これによるものであること。

第八条第三項を次のように改める。
第一項の運賃及び料金は、確定額をもつて定められなければならない。但し、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の自動車運送事業の、運輸大臣の指定する種類について、最高額及び最低額をもつてこれに代へることができる。

第十三条第一項中「自動車運送事業」の下に「一般乗用旅客自動車運送事業を除く。」を加える。

第十八条第二項を次のように改める。
第六条の規定は、前項の認可に於いて準用する。

第二十三条中、「一般路線貨物自動車運送事業を営むる者」の下に「以下二一般路線貨物自動車運送事業」といふ語を加え、同条中「運輸大臣が事業区域を指定したときは、及びその事業区域内において」とを削る。

第二十四条を次のように改める。
(禁止行為)
第二十四条 事業区域を定める自動車運送事業を営むる者は、荒地及び着地(いづれもがその事業区域外に存する旅客又は貨物の運送をしてはならない)。

第二十四条の次に次の一条を加える。
第二十四条の二 一般貨物旅客自動車運送事業を営むる者(以下「一般貨物旅客自動車運送事業者」といふ)は、左の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。
一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

二 一般区域貨物自動車運送事業を営むる者(以下「一般区域貨物自動車運送事業者」といふ)又は一般小型貨物自動車運送事業者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」といふ)は、左の場合を除き、積合貨物の運送をしてはならない。
一 災害の場合その他緊急を要するとき。

第二十五条中「この法律に規定するものの外」の下に「事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は乗客に接する従業員の責任」を加える。

第四十三条を次のように改める。
第四十三条の二 運輸大臣は、前条

二 多数の貨物の集積する場所に発着する貨物の運送であつて、運輸省令で定めらるるものを行うとき。

四 一般路線貨物自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

第三十条中「この法律に規定するものの外」の下に「事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は乗客に接する従業員の責任」を加える。

第四十三条の次に次の一条を加える。
第四十三条の二 運輸大臣は、前条

の規定により運送施設の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を該運送局長に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずした上、その自動車登録番号標について該運送局長の領収を受けるべきことを命ずることができらる。

二 運送局長は、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定による返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領収した自動車登録番号標を返付しなければならない。

三 前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、該運送局長の封筒の取りつけを受けなければならない。

第四十四条第三号の次に次の一号を加える。
四 第四十条の規定により免許に附した期限が満了したとき。

第四十六条中の第二項、第四十七條中「及び第四十二條」を「第四十三條及び第四十三條の二」に改める。

第七十九条中の「第四十三條」の下に「第四十三條の二」を加える。

第八十九条を次のように改める。
(利用運送の制限)

第八十九条 自動車運送取扱事業者は、左の場合を除き、一般区域貨物自動車運送事業者又は一般小型貨物自動車運送事業者が事業用自動車を生じ切つて行ふ運送を利用して、積合貨物を運送してはならない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するときは。
- 二 公衆の利便を増進するため必要である場合において運輸大臣の許可を受けたとき。

第九十五条中「自動車運送取扱事業には、」の下に「第三十条。」を加える。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

第九十八条中「及び第九十一条第一項から第四項まで」及び後段を削る。

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第三十三号 道路運送法の一部を改正する法律案

第二百二条第二項の次に次の一項を加える。

3 第四十三条の二の規定は、運輸大臣が第一項の規定により家用自動車の使用を禁止した場合について準用する。

第八章 自動車運送協議会

(自動車運送協議会)

第二百三条 自動車運送協議会は、陸運局ごとに、これを置く。

2 自動車運送協議会は、陸運局長の諮問に依り、自動車運送につき、左に掲げる事項に関する基本的な方針を調査審議する。

1 一定の区域における適正な供給輸送力の策定その他輸送の需要と供給との調整に関すること。

2 輸送施設の改善に関すること。

3 運賃及び料金の基準に関すること。

4 従業員の服務及び養成に関すること。

5 その他輸送に関する重要な事項

関係行政庁に建議することができる。

5 自動車運送協議会は、自動車運送に関する事情について調査し、陸運局長に意見を述べることができ、(組織)

第二百四条 自動車運送協議会は、委員九人以上をもつて組織する。

2 自動車運送協議会の委員は、関係行政庁の職員、学識経験のある者、自動車運送事業者及び自動車運送事業を利用する者のうちから、運輸大臣が関係者の意見を徴して任命する。

3 自動車運送協議会が特定の都道府県の区域内の自動車運送に直接関係ある事項を審議する場合に、特にこれを審議せしめるため、自動車運送協議会に臨時委員を置くものとする。

4 第二項の規定は、臨時委員の任命について準用する。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委員の任期)
第二百五条 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、一年とする。

2 委員は、再任されることができ(職務)

第二百六条 自動車運送協議会の職務は、陸運局において処理する。

(命令への委任)
第二百七条 この法律に規定するものの外、自動車運送協議会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二百八条から第十九条まで 削除
第二百二十条中「条件」の下に、又は「期限」を加える。

第二百二十二条第一号中「第二條、」の下に「第四條」を加え、同条中「第三項」として、第一項の次に次の一項を加える。

2 第四十三条の二に規定する陸運局長の職務は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができ、(職階)

第二百二十二条の次に次の一項を加える。
第二百二十二条の二 陸運局長は、その権限に属する左に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞することができる。

1 自動車運送事業の免許
2 自動車運送事業の停止及び免許の取消
3 自動車運送事業における基本的な運賃及び料金に関する認可

陸運局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたとき、又は運輸大臣の権限に属する前項各

号に掲げる事項について運輸大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞しなければならない。

3 前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 第一項及び第二項の聴聞に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二百二十五条中「道路運送の振興を図るため組織する団体」を「左に掲げる事業の全部又は一部を行ふことを目的として組織する団体」と改め、同条に次の十号を加える。

1 構成員の行う道路運送に関する指導、調査及び研究
2 構成員の行う道路運送に必要な物資の共同購入、共同設備の設置その他構成員の行う道路運送に関する共同施設

3 構成員に対する道路運送に關し必要な資金の貸付、手形の割引を含む。及び構成員のためにするその借入

4 構成員の道路運送に関する債務の保証
5 構成員の行う道路運送に關し必要な資金の融通のあっ旋
6 構成員の行う道路運送の用に供する物資の購入のあつ旋

くは出荷数量又はその生産設備に關する制限を、出荷数量(加工品の引渡数量を含む。以下同じ)、販売方法(加工品の引渡方法を含む。以下同じ。)又は生産設備に關する制限(これらの制限を確保するための製品の検査を含む。)に改め、同条第四号中「前三号を」前七号に、「製品の検査その他の事業」を「その他の事業」に改め、同条第二号及び第三号をそれぞれ第五号及び第六号とし、第四号を第八号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 技術的理由により指定業種に係る製品の生産数量を制限すること(若しくは困難である場合における組合員が生産する指定業種に係る製品の販売価格(加工賃を含む。以下同じ)の制限その他の制限を確保するための製品の検査を含む。)

三 第一号に掲げる制限を実施した後において第二号第一項各号に規定する事態を克服することが著しく困難である場合における組合員が生産する指定業種に係る製品の販売価格の制限(その制限を確保するための製品の検査を含む。但し、第一号に掲げる制限とともに)を行う場合に限る。

四 組合員が生産する指定業種に係る製品の原材料の購入方法に

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 特定中小企業の安定に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

關する制限又はその購入価格の制限
同条第六号の次に次の一号を加える。
七 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

第十六条第一項中「前条第一号」の下に「から第四号までの規定」を加え、同項に次の但書を加える。
但し、設定し若しくは変更しようとする内容が当該調整組合の認可された総合調整計画の内容と同一であるとき又は変更しようとする内容が生産数量、出荷数量若しくは生産設備に關する制限を緩和するものであるときは、この限りでない。

同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項第三号を次のように改める。
三 消費者及び関連事業者の利益を不当に害すること。
同条第二項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。
二 調整組合は、前項但書の規定により認可を受けないで調整規程を

設定し、又は変更したときは、總會又は創立總會において調整規程の設定又は変更を議決した日から二週間以内、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
第十八条第一項中「第十六条第一項の認可をした後において当該調

整規程の内容が同条第二項を調整規程の内容が第十六条第三項に改め、同条第二項を次のように改める。
二 通商産業大臣は、調整組合が前項の命令に従わないとき又は当該調整規程の内容が第十六条第三項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、同条第一項の認可を

取り消し、又は当該調整規程を廢止すべきことを命ずることができ
る。
第二十條中「第十六条第一項の認可を受けた調整規程」を「当該調整規程」に改める。
第二十二條第一項中「總會」の下に「又は創立總會」を加え、同条第二項中「前項の決議を」前項の總會の決議」に改める。
第二十五條を次のように改める。
第二十五條 削除

第二十六條第一号中「若しくは出荷数量又はその生産設備に關する制限を、出荷数量、販売方法又は生産設備に關する制限(これらの制限を確保するための製品の検査を含む。)」に改め、同条第四号中「前三号を」前七号に、「製品の検査その他の事業」を「その他の事業」に改め、同条中第二号及び第三号をそれぞれ第五号及び第六号とし、第四号を第八号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 技術的理由により組合員たる調整組合がその組合員に対する指定業種に係る製品の生産数量を制限することが著しく困難である場合における組合員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の販売価格の制限(その制限を確保するための製品の検査を含む。以下同じ)の總會調整計画の設定及びその実施
三 第一号に掲げる総合調整計画を実施した後において第二号第一項各号に規定する事態を克服することが著しく困難である場合における組合員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の販売価格の制限(その制限を確保するための製品の検査を含む。以下同じ)の總會調整計画の設定及びその実施。但し、第一号に掲げる事業とともに)を行う場合に限る。

七 會員たる調整組合の組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
第二十八條中「第八條登記」の

下に「第十一條第二項から第五項まで」を加え、「第十九條を」第十九條第一項(第四号を除く)から第三項まで」に改め、「第五十二條から第五十四條まで(總會)の下に「第五十五條(總會代會)」を第六十九條解散及び清算」の下に第七十條第四項から第六項まで(事業)」を加え、「第十一條」を「第十一條第一項」に、「特定中小企業に關する臨時措置法」を「中小企業安定法」に改め、「第十條の認可」との下に「第四十條の二」中「總組合員の十分の一以上」とあるのは、連合会にあつては「議決権を有する會員」と、第四十一條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「總組合員の五分の一以上」とあるのは、連合会にあつては「議決権の總数の五分の一以上」に相當する議決権を有する會員」と、第四十一條第一項中「出席者の過半数」とあるのは、連合会にあつては「出席し、且、公員の議決権の過半数に相當する議決権を有する會員」と、

第二十二條第一項中「当該総合調整計画又は調整規程の内容を参照し、若しくは当該業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に關する制限を定め、当該業種に關する事業を営む者のすべてに對し、これに従うべき旨の勧告をする

加える。
第二十條第一項中「当該総合調整計画又は調整規程の内容を参照し、若しくは当該業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に關する制限を定め、当該業種に關する事業を営む者のすべてに對し、これに従うべき旨の勧告をする

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

ことができる。を「当該業種に係る事業を営む者のすべてに対し、当該総合調整計画又は調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に従うべきことを勧告し、又は通商産業省令をもつて命ずることができ、」に改め、同条第二項を削り、第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

第一項の規定による命令が発せられた後においても、当該委員会又は調整組合は、引き続きその事業を実施することによりその命令に協力するものとする。

第二十九次の次に次の一条を加える。

(設備の新設の許可等)
第二十九次の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定により生産設備の制限に関する命令をして場合において、特に必要があると認めるときは、当該命令の有効期間中に限り、通商産業省令をもつて、当該指定業種に属する産業の設備を新たに設けることにつき通商産業大臣の許可を受けるべき旨を命じ、又は禁止することができる。

第三十条第一項中「第十一条第一項又は第十三条第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。」の認可を「第二十九条第一項の勧告又は命令」に改め、同条第二項中、第

十八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の命令又は前条第一項の勧告」を削り、同条第三項中「第十六条第二項各号」と第十六条第三項各号」に改める。

同条第一項を第二項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

通商産業大臣は、第十六条第二項の届出を受理したとき、第十八条第二項の命令をしたとき、又は同条第二項の規定により認可の取消をしたとき、若しくは調整規程を廃止すべきことを命じたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

第三十二条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」及び「認可を受け」を削る。

第三十二条の次に次の一条を加える。

十八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の命令又は前条第一項の勧告」を削り、同条第三項中「第十六条第二項各号」と第十六条第三項各号」に改める。

同条第一項を第二項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

通商産業大臣は、第十六条第二項の届出を受理したとき、第十八条第二項の命令をしたとき、又は同条第二項の規定により認可の取消をしたとき、若しくは調整規程を廃止すべきことを命じたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

第三十二条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」及び「認可を受け」を削る。

第三十二条の次に次の一条を加える。

五分を限度として、当該資金の借入に係る利子をその融資機関に対して補給することができる。

第三十三条第一項中「この法律の規定により通商産業大臣が行う認可、命令及び勧告その他」を削り、同条第二項中「五十人以上」を「三十五人以上」に改め、同条第三項を次のように改める。

会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 通商産業大臣は、第二十条第一項の政令の制定若しくは改定の際、又は第二十九条の勧告若しくは命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(都道府県知事への権限の委任)
第三十五条の三 通商産業大臣は、政令の定めるところにより、第三十一条第一項の報告の徴収及び検査に関する権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第三十七条中「第二項」を「第一項又は第二十九条の二」に改める。

第三十九条中「第三十一条第一項」を「第三十一条第二項の規定による届出をせず、又は第三十一条第一項に、若しくは虚偽を、虚偽に、又は立入を、立入」に改める。

附則第二項を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 左に掲げる業種は、改正後の第二十条第一項の規定により指定されたものとなす。
一 絹織物又はステイプルファイバー織物の製造業
二 毛織物の製造業
三 絹織物又は人絹織物の製造業
四 メリヤス生地又はメリヤス製品製造業
五 漁網製造業
六 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業
七 ねん糸業
八 麻綱製造業

九 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほうちんの製造業
十 マツチ製造業
十一 ゴム製品(自動車タイヤ・チューブ、ゴムすりロール、医療衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く。)の製造業
十二 食器類たる陶磁器・テイクナーストを除く。及び電気用品たる陶磁器(特別高圧用のものを除く。)の製造業
十三 漆器製造業で政令で定めるもの
十四 はりやう、鉄器(化学工業用のものを除く。)の製造業
十五 清涼飲料水製造業
十六 五ガロンかん製造業
十七 面麻織物、ちよ麻織物又は大麻織物の製造業
十八 繊維品の精練漂白、染色又は整理加工業
十九 布はく、製衣料品の縫製業
二十 メタルラス製造業
二十一 縫針製造業
二十二 互製業で政令で定めるもの
二十三 印刷業で政令で定めるもの
二十四 ターポリン紙製造業
二十五 機械すき紙製造業
二十六 計量器製造業で政令で定めるもの

3 改正前の規定に基いてした手続、処分その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。

4 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第十号及び第五十条第二項中「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」を「中小企業安定法」に改める。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外十八名提出) に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○大西順夫君登壇
たゞいま議題となりました特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における、審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、現行法は、第十三回国会において制定され、中小企業対策の二環として、特定中小企業に適用実施されて参つたのであります。しかし、今日のわが国経済事情の変遷に伴い、経済界における中小企業の事情にかんがみまして、特定業種におけるコスト割れによる損失が発生するか、または発生するおそれのある事態に対する措置として、法の機動的運用を期すること、調整組合並びに連合会の事業活動を拡大し、中小企業育成強化に

万全の策を施さんとすることが、本改正案提出の理由であります。

次に、改正の主要点について申し上げますと、第一に本法を恒久法とし、中小企業安定法とした点であります。第二の点として、業種指定の方式を、政令でも指定し得ることとし、その条件も、コスト割れによる損失が発生している場合のみならず、そのおそれがある場合にも指定し得ることとしたのであります。第三に、調整組合及び連合会の事業として、販売方法及び原材料の購入方法、並びに一定の条件のもとに販売価格及び原材料購入価格等の制限をも認め、生産、出荷数量及び販売価格等の制限の実施に必要な検査に関する規定を整理したのであります。さらに、調整規程の設定または変更に関する手続を簡素化し、総合調整計画と同一内容のものについては認可制を届出制としたのであります。

第四に、特定業種に対し設備の制限に関する命令をした場合において、その命令の有効期限に限り設備の新設を抑制することができることとしたのであります。第五に、調整組合または連合会が生産調整資金を借り入れる場合、特に必要ありと認めるときに限り、政府は、予算の範囲内において、金融機関に対し年五分を限度として利子の補給をすることができるといたしましたのであります。その他、事務手続上の簡素化をいたしておるのであります。

○議長(堤廉次郎君) 採決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤廉次郎君) 採決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤廉次郎君) 採決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤廉次郎君) 採決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

本案は、七月七日当委員会に付託せられ、十四日、提案者を代表し自由党小笠公昭君より提案理由を聴取し、翌十五日、質疑及び討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

○議長(堤廉次郎君) 採決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤廉次郎君) 採決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤廉次郎君) 採決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

第九 公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十四名提出)

第十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第十二 昭和二十七年七月度における給付の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

○議長(堤廉次郎君) 日程第九、公認会計士法の一部を改正する法律案、日程第十、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、日程第十一、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案、日程第十二、昭和二十七年七月度における給付の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事澤香忠雄君。

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「五年以内」を「六年以内」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十四名提出)に関する報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「年金受給者のために」を「年金受給者等のために」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号中別表を「別表第一」に改める。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

第七條の二 連合会は、昭和二十八年八月十五日において旧陸軍共済組合令又は第二條第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる命令に基づく命令の規定中、共済組合法による退職年金に相当する給付に関する部分の適用を受けていた組合員であつた者及び旧陸軍兵器廠職工扶助令(明治三十五年勅令第九十一号)の規定中終身年金に関する部分の適用を受けていた者で、何日においても、これらの組合を脱退したものとすれば同法の規定による退職年金を受けることができるもの(第三條の規定により承継した義務に基き、及び第四條第一項の規定により支給する年金の

公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十四名提出)に関する報告書

昭和二十八年七月十六日 衆議院会議録第二十三号 公認会計士法の一部を改正する法律案外三件

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 公認会計士法の一部を改正する法律案外三件

受給者を除く。又はその遺族に対し、共済組合法の規定による退職年金又は遺族年金の支給の例により、これらの年金に相当する年金を支給する。

2 前項の規定による年金の額は、昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給(旧陸軍兵器廠職工扶助令に規定する定期職工として滿二十五年以上就業していた者については、退職の際現に受けていた俸給。以下別表第二において同じ。)に對應する別表第二の假定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額とする。

3 第一項の規定により年金を支給すべき者に対し陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件附則第二項の規定に基づく主務大臣の措置により支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、第一項の規定による年金支給の義務は、履行されたものとみなす。

4 第四條第三項の規定は、第一項の規定により年金を支給すべき者(昭和二十年八月十五日において第二條第一号又は第三号から第五号までに掲げる命令に基づく命令の規定中共済組合法による退職年金に相當する給付に關する部分の適用を受けていた組員であつた者に限る。)について、第五條第二項の規定は、第一項の規定による年金の支給の義務が消滅した場合について、それぞれ準用する。

第八條第二号中「第四條」の下に「及び第七條の二」を加える。

第十七條第一項本文中「並びに第四條の規定によりせよ」を「第四條の規定により」に改め、「支給すべきこととなつた後、の下に並びに第七條の二の規定により年金及び一時金を支給すべき」となつた後)を加え、同項但書中「第四條」の下に「若しくは第七條の二」を加える。	第二十條中「及び第四條を」を「第四條及び第七條の二」に改める。	附則第二項中「第四條」の下に「又は第七條の二」を加える。	別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。	別表第二
昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給	假定俸給	昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給	假定俸給	
五〇〇	四、六〇〇	五〇〇	四、六〇〇	
五五〇	四、九〇〇	五五〇	四、九〇〇	
六〇〇	五、二〇〇	六〇〇	五、二〇〇	
六五〇	五、五〇〇	六五〇	五、五〇〇	
七〇〇	五、九〇〇	七〇〇	五、九〇〇	
七五〇	六、三〇〇	七五〇	六、三〇〇	
八〇〇	六、七〇〇	八〇〇	六、七〇〇	
八五〇	七、一〇〇	八五〇	七、一〇〇	
九〇〇	七、五〇〇	九〇〇	七、五〇〇	
九七〇	八、〇〇〇	九七〇	八、〇〇〇	
一〇〇〇	八、五〇〇	一〇〇〇	八、五〇〇	
一一〇	八、九〇〇	一一〇	八、九〇〇	
一二〇	九、三〇〇	一二〇	九、三〇〇	
一三〇	九、七〇〇	一三〇	九、七〇〇	
一四〇	一〇、一〇〇	一四〇	一〇、一〇〇	
一五〇	一〇、五〇〇	一五〇	一〇、五〇〇	
一六〇	一〇、九〇〇	一六〇	一〇、九〇〇	
一七〇	一一、三〇〇	一七〇	一一、三〇〇	
一八〇	一一、七〇〇	一八〇	一一、七〇〇	
一九〇	一二、一〇〇	一九〇	一二、一〇〇	
二〇〇	一二、五〇〇	二〇〇	一二、五〇〇	
二一〇	一二、九〇〇	二一〇	一二、九〇〇	
二二〇	一三、三〇〇	二二〇	一三、三〇〇	
二三〇	一三、七〇〇	二三〇	一三、七〇〇	
二四〇	一四、一〇〇	二四〇	一四、一〇〇	
二五〇	一四、五〇〇	二五〇	一四、五〇〇	
二六〇	一四、九〇〇	二六〇	一四、九〇〇	
二七〇	一五、三〇〇	二七〇	一五、三〇〇	
二八〇	一五、七〇〇	二八〇	一五、七〇〇	
二九〇	一六、一〇〇	二九〇	一六、一〇〇	
三〇〇	一六、五〇〇	三〇〇	一六、五〇〇	
三一〇	一六、九〇〇	三一〇	一六、九〇〇	
三二〇	一七、三〇〇	三二〇	一七、三〇〇	
三三〇	一七、七〇〇	三三〇	一七、七〇〇	
三四〇	一八、一〇〇	三四〇	一八、一〇〇	
三五〇	一八、五〇〇	三五〇	一八、五〇〇	
三六〇	一八、九〇〇	三六〇	一八、九〇〇	
三七〇	一九、三〇〇	三七〇	一九、三〇〇	
三八〇	一九、七〇〇	三八〇	一九、七〇〇	
三九〇	二〇、一〇〇	三九〇	二〇、一〇〇	
四〇〇	二〇、五〇〇	四〇〇	二〇、五〇〇	
四一〇	二〇、九〇〇	四一〇	二〇、九〇〇	
四二〇	二一、三〇〇	四二〇	二一、三〇〇	
四三〇	二一、七〇〇	四三〇	二一、七〇〇	
四四〇	二二、一〇〇	四四〇	二二、一〇〇	
四五〇	二二、五〇〇	四五〇	二二、五〇〇	
四六〇	二二、九〇〇	四六〇	二二、九〇〇	
四七〇	二三、三〇〇	四七〇	二三、三〇〇	
四八〇	二三、七〇〇	四八〇	二三、七〇〇	
四九〇	二四、一〇〇	四九〇	二四、一〇〇	
五〇〇	二四、五〇〇	五〇〇	二四、五〇〇	

備考

一 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の九二倍に相當する金額(円位未満の端数は、切り捨てる)を假定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の二〇〇・九倍に相當する金額(円位未満の端数は、切り捨てる)を假定俸給とする。

二 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円以上三三三円未満のときは、その俸給がこの表記額の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に對應する假定俸給による。

(國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案外三件)

第二條 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第二号中「雇よりの日から二月を超えたる者を除く。」を削る。

第三十六條に次の一項を加える。

3 組員がその資格を喪失した場合は、育手当金を受けている場合においては、組員として受けることのできる期間継続してこれを支給する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算し、附則第三項の規定は、昭和二十八年四月一日から、附則第四項の規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「改正後の特別措置法」といふ)第七條の二の規定は、旧陸軍兵器廠職工扶助令(明治三十五年勅令第九十一号)の規定中終身年金に關する部分の適用を受けていた者(昭和二十年八月十五日において同令に規定する定期職工として滿二十五年以上就業していた者に限る。以下「二十五年以上就業の定期職工」といふ)については、昭和二十六年一月分以後の年金から、その他の者については、昭和二十八年四月分以後の年金から適用する。この場合において、昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日までの期間に係る年金額の算定の基準となる假定俸給については、改正後の特別措置法別表第一に掲げる假定俸給による。

3 昭和二十八年四月一日において現に國家公務員共済組合法の規定

による共済組合の組員である者(二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く)が改正後の特別措置法第七條の二の規定による年金の支給を受けることとなる場合におけるその者に対する改正後の特別措置法第二十四條の規定の適用については、國家公務員共済組合法第四十條第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十八年四月一日において改正後の特別措置法第二十四條後段に規定する共済組合の組員である者(二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く)についても、また同様とする。

4 前項の規定は、昭和二十六年一月一日において現に國家公務員共済組合法の規定による共済組合の組員である者、又は改正後の特別措置法第二十四條後段に規定する共済組合の組員である者で、二十五年以上就業の定期職工に該当するものについて準用する。この場合において、前項中「昭和二十八年四月一日」とあるのは、「昭和二十六年一月一日」と読み替へるものとする。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書(最終案の附録に掲載)

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)第九十条の規定により年金(同法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金を含む。以下「共済年金」という。)については、昭和二十八年一月分以後、その年金額を、その年金額の算定の基礎となつた俸給(以下本条において「旧基礎俸給」という。)にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給を退職又は死亡当時の俸給とみなして共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項に規定する年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされたもので、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 昭和二十二年六月三十日以前に給付事由の生じた共済年金で、同日以前に効力を有していた国家公務員の共済組合に関する命令の規定による共済組合の組合員(当該命令の規定で共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する年金及び公務に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金に関する部分の規定の適用を受ける者に限る。)であつた期間二十五年以上の子に係るものについては、旧基礎俸給が三百六十円をこえるものを除き、その旧基礎俸給の一段階上位の別表第一の旧基礎俸給(旧基礎俸給が四十円未満の場合においては、その俸給額に五円を加えた額)を当該年金の旧基礎俸給とみなして第一項の規定を適用する。

4 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日までに給付事由の生じた共済年金で、その旧基礎俸給が、当該年金の給付事由が昭和二十二年六月三十日に生じたものとした場合における旧基礎俸給に相当する別表第一の旧基礎俸給の二段階(公務に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金については、三段階)上位の別表第一の旧基礎俸給をこえることとなるものについては、当該二段階上位の旧基礎俸給(公務に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金については、当該三段階上位の旧基礎俸給)を当該年金の旧基礎俸給とみなして第一項の規定を適用する。

5 前四項の規定により年金額を改定した場合において、その改定年金額が従前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定する。

6 共済年金のうち公務に因る傷病を給付事由とするものについては、は、前五項の規定により改定された年金額が別表第二に定める障害の等級に対応する年金額(以下「別表第二の年金額」という。)に満たないときは、その年金額を、昭和二十八年四月分以降、別表第二の年金額に改定する。

7 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)第六条の規定により改定された年金及び同法第七条の二の規定により支給される年金については、昭和二十八年一月分以後、その年金額を、その年金額の算定の基礎となつた俸給(以下本条において「旧基礎俸給」という。)にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給を退職又は死亡当時の俸給とみなし、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する額に、公務に因る傷病又は死亡を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

8 前条第三項の規定は、第一項の年金で、同条第三項に規定する組合員であつた期間二十五年以上の者に係るものについて適用する。この場合において、前条第三項中「旧基礎俸給」とあるのは、「第二号第一項に規定する旧基礎俸給」と読み替へるものとす。

9 前条第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は前項において適用する前条第三項の規定による年金額の改正について適用する。

10 前条第六項の規定は、第一項の年金のうち公務に因る傷病を給付事由とするものについて適用する。

11 前条第七項の規定は、第一項の年金の算定の例(その算定の際俸給月額に要すべき月額額については、同法第六条第三項の規定により改定された月額によるものとする。)により算定した額とする。

12 前項第一号の場合において、同号の年金のうちその支給の条件又は額の算定の基準による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

13 前条第三項に規定する組合員であつた期間二十五年以上の者に係るものについて適用する。この場合において、前条第三項中「旧基礎俸給」とあるのは、「第二号第一項に規定する旧基礎俸給」と読み替へるものとす。

14 前条第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は前項において適用する前条第三項の規定による年金額の改正について適用する。

15 前条第六項の規定は、第一項の年金のうち公務に因る傷病を給付事由とするものについて適用する。

16 前条第七項の規定は、第一項の年金の算定の例(その算定の際俸給月額に要すべき月額額については、同法第六条第三項の規定により改定された月額によるものとする。)により算定した額とする。

17 前項第一号の場合において、同号の年金のうちその支給の条件又は額の算定の基準による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

18 前条第三項に規定する組合員であつた期間二十五年以上の者に係るものについて適用する。この場合において、前条第三項中「旧基礎俸給」とあるのは、「第二号第一項に規定する旧基礎俸給」と読み替へるものとす。

19 前条第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は前項において適用する前条第三項の規定による年金額の改正について適用する。

20 前条第六項の規定は、第一項の年金のうち公務に因る傷病を給付事由とするものについて適用する。

21 前条第七項の規定は、第一項の年金の算定の例(その算定の際俸給月額に要すべき月額額については、同法第六条第三項の規定により改定された月額によるものとする。)により算定した額とする。

22 前項第一号の場合において、同号の年金のうちその支給の条件又は額の算定の基準による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

23 前条第三項に規定する組合員であつた期間二十五年以上の者に係るものについて適用する。この場合において、前条第三項中「旧基礎俸給」とあるのは、「第二号第一項に規定する旧基礎俸給」と読み替へるものとす。

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 公認会計士法の一部を改正する法律案外三件

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 公認会計士法の一部を改正する法律案外三件

第七条第一項中「又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百七号)を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十六年法律第三百七号)」を、昭和二十六年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

第一ホ第一項又は第二ホ第一項に規定する旧基礎俸給	四〇四	五、二〇〇
	四五〇	五、三五〇
	五〇〇	五、七〇〇
	五五〇	六、〇〇〇
	六〇〇	六、三〇〇
	六五〇	六、五〇〇
	七〇〇	六、七〇〇
	七五〇	七、〇〇〇
	八〇〇	七、三〇〇
	八五〇	七、五〇〇
	九〇〇	七、七〇〇
	九五〇	七、九〇〇
	一〇〇〇	八、一〇〇
	一〇五〇	八、三〇〇
	一〇七五	八、四〇〇
	一〇九〇	八、五〇〇
	一一〇〇	八、六〇〇
	一一一〇	八、七〇〇
	一一二〇	八、八〇〇
	一一三〇	八、九〇〇
	一一四〇	九、〇〇〇
	一一五〇	九、一〇〇
	一一六〇	九、二〇〇
	一一七〇	九、三〇〇
	一一八〇	九、四〇〇
	一一九〇	九、五〇〇
	一二〇〇	九、六〇〇
	一二一〇	九、七〇〇
	一二二〇	九、八〇〇
	一二三〇	九、九〇〇
	一二四〇	一〇、〇〇〇
	一二五〇	一〇、一〇〇
	一二六〇	一〇、二〇〇
	一二七〇	一〇、三〇〇
	一二八〇	一〇、四〇〇
	一二九〇	一〇、五〇〇
	一三〇〇	一〇、六〇〇
	一三一〇	一〇、七〇〇
	一三二〇	一〇、八〇〇
	一三三〇	一〇、九〇〇
	一三四〇	一〇、〇〇〇
	一三五〇	一〇、一〇〇
	一三六〇	一〇、二〇〇
	一三七〇	一〇、三〇〇
	一三八〇	一〇、四〇〇
	一三九〇	一〇、五〇〇
	一四〇〇	一〇、六〇〇
	一四一〇	一〇、七〇〇
	一四二〇	一〇、八〇〇
	一四三〇	一〇、九〇〇
	一四四〇	一〇、〇〇〇
	一四五〇	一〇、一〇〇
	一四六〇	一〇、二〇〇
	一四七〇	一〇、三〇〇
	一四八〇	一〇、四〇〇
	一四九〇	一〇、五〇〇
	一五〇〇	一〇、六〇〇
	一五一〇	一〇、七〇〇
	一五二〇	一〇、八〇〇
	一五三〇	一〇、九〇〇
	一五四〇	一〇、〇〇〇
	一五五〇	一〇、一〇〇
	一五六〇	一〇、二〇〇
	一五七〇	一〇、三〇〇
	一五八〇	一〇、四〇〇
	一五九〇	一〇、五〇〇
	一六〇〇	一〇、六〇〇
	一六一〇	一〇、七〇〇
	一六二〇	一〇、八〇〇
	一六三〇	一〇、九〇〇
	一六四〇	一〇、〇〇〇
	一六五〇	一〇、一〇〇
	一六六〇	一〇、二〇〇
	一六七〇	一〇、三〇〇
	一六八〇	一〇、四〇〇
	一六九〇	一〇、五〇〇
	一七〇〇	一〇、六〇〇
	一七一〇	一〇、七〇〇
	一七二〇	一〇、八〇〇
	一七三〇	一〇、九〇〇
	一七四〇	一〇、〇〇〇
	一七五〇	一〇、一〇〇
	一七六〇	一〇、二〇〇
	一七七〇	一〇、三〇〇
	一七八〇	一〇、四〇〇
	一七九〇	一〇、五〇〇
	一八〇〇	一〇、六〇〇
	一八一〇	一〇、七〇〇
	一八二〇	一〇、八〇〇
	一八三〇	一〇、九〇〇
	一八四〇	一〇、〇〇〇
	一八五〇	一〇、一〇〇
	一八六〇	一〇、二〇〇
	一八七〇	一〇、三〇〇
	一八八〇	一〇、四〇〇
	一八九〇	一〇、五〇〇
	一九〇〇	一〇、六〇〇
	一九一〇	一〇、七〇〇
	一九二〇	一〇、八〇〇
	一九三〇	一〇、九〇〇
	一九四〇	一〇、〇〇〇
	一九五〇	一〇、一〇〇
	一九六〇	一〇、二〇〇
	一九七〇	一〇、三〇〇
	一九八〇	一〇、四〇〇
	一九九〇	一〇、五〇〇
	二〇〇〇	一〇、六〇〇

備考	旧基礎俸給がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の旧基礎俸給に對する額に改定される。但し、旧基礎俸給が四〇四未満の場合においては、その俸給の二〇〇倍に相当する金額(四倍未満の端数は、切り捨てる)を、旧基礎俸給が三六〇円をこえる場合においては、その俸給の六〇〇倍に相当する金額(四倍未満の端数は、切り捨てる)を、それぞれ改定される。
階級の等級	年金額
一級	一、二六、〇〇〇円
二級	九四、〇〇〇
三級	七五、〇〇〇

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)第二ホに改める。

については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を、昭和二十八年法律第 号第一條の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定係給(同法第一條第五項又は第六項の規定により従前の年金額又は同条第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたもの)については、同条第一項から第四項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定係給(同法第一條第五項又は第六項の規定により従前の年金額又は同条第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたもの)に對する別表第一の仮定係給とみなし、同法別表第一の仮定係給を係給として算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金と異なるものについては、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち、当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 特別措置法第六條第一項第二号の規定により改定された公務員に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を、昭和二十八年法律第 号第二條の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定係給(同法第一條第四項において適用する同法第一條第五項又は同法第二條第五項において適用する同法第一條第五項又は同法第二條第六項の規定により従前の年金額又は同条第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたもの)については、同法第二條第一項から第三項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定係給(同法第一條第四項において適用する同法第一條第五項の規定により)

従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第二條第一項から第三項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定係給とみなし、同法別表第一の仮定係給を係給として算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金と異なるものについては、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち、当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 特別措置法第六條第一項第二号の規定により改定された公務員に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を、昭和二十八年法律第 号第二條の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定係給(同法第一條第四項において適用する同法第一條第五項又は同法第二條第五項において適用する同法第一條第五項又は同法第二條第六項の規定により従前の年金額又は同条第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたもの)については、同法第二條第一項から第三項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定係給(同法第一條第四項において適用する同法第一條第五項の規定により)

し、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一條に規定する共済協会又は同法第二條に規定する外地關係共済組合が支給した年金の算定の例(その算定の標準給月額に要すべき月数について)は、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとす。により算定した額に改定する。

4 第一條第三項の規定は、前三項の規定による年金額の改定について適用する。

(第一條及び第二條の改定に伴う費用負担)

第四條、同庫は第一條及び第二條の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用に、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる者を除く。)の、
 一 國家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける係給の總額の割合に應じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて同庫及び当該団体が負担するものとす。

四 日本電信電話公社法第八十條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一事由により戦傷病者職業者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の規定による年金を受ける権利を有するものについては、この法律は、適用しない。

3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「の規定に準じて」又は昭和二十七年法における給付の改訂に伴い、國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十八年法律第 号)第三條の規定に準じて」に改める。

昭和二十六年法律第 号別表第一の仮定係給	五、五〇〇	六四〇〇
昭和二十七年法律第 号別表第一の仮定係給	五、七〇〇	六六五〇
昭和二十八年法律第 号別表第一の仮定係給	五、九〇〇	六九〇〇
昭和二十九年法律第 号別表第一の仮定係給	六、一〇〇	七一五〇
昭和三十年法律第 号別表第一の仮定係給	六、三〇〇	七四〇〇
昭和三十一年法律第 号別表第一の仮定係給	六、五〇〇	七六五〇
昭和三十二年法律第 号別表第一の仮定係給	六、七〇〇	七九〇〇
昭和三十三年法律第 号別表第一の仮定係給	六、九〇〇	八一五〇
昭和三十四年法律第 号別表第一の仮定係給	七、一〇〇	八四〇〇
昭和三十五年法律第 号別表第一の仮定係給	七、三〇〇	八六五〇
昭和三十六年法律第 号別表第一の仮定係給	七、五〇〇	八九〇〇
昭和三十七年法律第 号別表第一の仮定係給	七、八〇〇	九一五〇
昭和三十八年法律第 号別表第一の仮定係給	八、〇〇〇	九四〇〇
昭和三十九年法律第 号別表第一の仮定係給	八、三〇〇	九六五〇
昭和四十年法律第 号別表第一の仮定係給	八、六〇〇	九九〇〇
昭和四十一年法律第 号別表第一の仮定係給	八、九〇〇	一〇一五〇
昭和四十二年法律第 号別表第一の仮定係給	九、二〇〇	一〇四〇〇
昭和四十三年法律第 号別表第一の仮定係給	九、五〇〇	一〇六五〇
昭和四十四年法律第 号別表第一の仮定係給	九、八〇〇	一〇九〇〇
昭和四十五年法律第 号別表第一の仮定係給	一〇、一〇〇	一一一五〇
昭和四十六年法律第 号別表第一の仮定係給	一〇、四〇〇	一一四〇〇
昭和四十七年法律第 号別表第一の仮定係給	一〇、七〇〇	一一六五〇
昭和四十八年法律第 号別表第一の仮定係給	一〇、〇〇〇	一二〇〇〇
昭和四十九年法律第 号別表第一の仮定係給	一〇、三〇〇	一二二五〇
昭和五十年法律第 号別表第一の仮定係給	一〇、六〇〇	一二五〇〇
昭和五十一年法律第 号別表第一の仮定係給	一〇、九〇〇	一二七五〇
昭和五十二年法律第 号別表第一の仮定係給	一一、二〇〇	一三〇〇〇
昭和五十三年法律第 号別表第一の仮定係給	一一、五〇〇	一三二五〇
昭和五十四年法律第 号別表第一の仮定係給	一一、八〇〇	一三五〇〇
昭和五十五年法律第 号別表第一の仮定係給	一二、一〇〇	一三七五〇
昭和五十六年法律第 号別表第一の仮定係給	一二、四〇〇	一四〇〇〇
昭和五十七年法律第 号別表第一の仮定係給	一二、七〇〇	一四二五〇
昭和五十八年法律第 号別表第一の仮定係給	一三、〇〇〇	一四五〇〇
昭和五十九年法律第 号別表第一の仮定係給	一三、三〇〇	一四七五〇
昭和六十年法律第 号別表第一の仮定係給	一三、六〇〇	一五〇〇〇
昭和六十一年法律第 号別表第一の仮定係給	一三、九〇〇	一五二五〇
昭和六十二年法律第 号別表第一の仮定係給	一四、二〇〇	一五五〇〇
昭和六十三年法律第 号別表第一の仮定係給	一四、五〇〇	一五七五〇
昭和六十四年法律第 号別表第一の仮定係給	一四、八〇〇	一六〇〇〇
昭和六十五年法律第 号別表第一の仮定係給	一五、一〇〇	一六二五〇
昭和六十六年法律第 号別表第一の仮定係給	一五、四〇〇	一六五〇〇
昭和六十七年法律第 号別表第一の仮定係給	一五、七〇〇	一六七五〇
昭和六十八年法律第 号別表第一の仮定係給	一六、〇〇〇	一七〇〇〇
昭和六十九年法律第 号別表第一の仮定係給	一六、三〇〇	一七二五〇
昭和七十年法律第 号別表第一の仮定係給	一六、六〇〇	一七五〇〇
昭和七十一年法律第 号別表第一の仮定係給	一六、九〇〇	一七七五〇
昭和七十二年法律第 号別表第一の仮定係給	一七、二〇〇	一八〇〇〇
昭和七十三年法律第 号別表第一の仮定係給	一七、五〇〇	一八二五〇
昭和七十四年法律第 号別表第一の仮定係給	一七、八〇〇	一八五〇〇
昭和七十五年法律第 号別表第一の仮定係給	一八、一〇〇	一八七五〇
昭和七十六年法律第 号別表第一の仮定係給	一八、四〇〇	一九〇〇〇
昭和七十七年法律第 号別表第一の仮定係給	一八、七〇〇	一九二五〇
昭和七十八年法律第 号別表第一の仮定係給	一九、〇〇〇	一九五〇〇
昭和七十九年法律第 号別表第一の仮定係給	一九、三〇〇	一九七五〇
昭和八十年法律第 号別表第一の仮定係給	一九、六〇〇	二〇〇〇〇
昭和八十一年法律第 号別表第一の仮定係給	一九、九〇〇	二〇二五〇
昭和八十二年法律第 号別表第一の仮定係給	二〇、二〇〇	二〇五〇〇
昭和八十三年法律第 号別表第一の仮定係給	二〇、五〇〇	二〇七五〇
昭和八十四年法律第 号別表第一の仮定係給	二〇、八〇〇	二一〇〇〇
昭和八十五年法律第 号別表第一の仮定係給	二一、一〇〇	二一二五〇
昭和八十六年法律第 号別表第一の仮定係給	二一、四〇〇	二一五〇〇
昭和八十七年法律第 号別表第一の仮定係給	二一、七〇〇	二一七五〇
昭和八十八年法律第 号別表第一の仮定係給	二二、〇〇〇	二二〇〇〇
昭和八十九年法律第 号別表第一の仮定係給	二二、三〇〇	二二二五〇
昭和九十年法律第 号別表第一の仮定係給	二二、六〇〇	二二五〇〇
昭和九十一年法律第 号別表第一の仮定係給	二二、九〇〇	二二七五〇
昭和九十二年法律第 号別表第一の仮定係給	二三、二〇〇	二三〇〇〇
昭和九十三年法律第 号別表第一の仮定係給	二三、五〇〇	二三二五〇
昭和九十四年法律第 号別表第一の仮定係給	二三、八〇〇	二三五〇〇
昭和九十五年法律第 号別表第一の仮定係給	二四、一〇〇	二三七五〇
昭和九十六年法律第 号別表第一の仮定係給	二四、四〇〇	二四〇〇〇
昭和九十七年法律第 号別表第一の仮定係給	二四、七〇〇	二四二五〇
昭和九十八年法律第 号別表第一の仮定係給	二五、〇〇〇	二四五〇〇
昭和九十九年法律第 号別表第一の仮定係給	二五、三〇〇	二四七五〇
昭和百一年法律第 号別表第一の仮定係給	二五、六〇〇	二五〇〇〇

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 公認會計士法の一部を改正する法律案外三件

たします。委員長の報告を求めます。
大蔵委員会理事津香忠雄君。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項但書中「部分の金額」を「部分の金額が政令で定める期間内において五万円をこえる場合におけるその引き出された部分の金額」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律施行後引き出される納税貯蓄組合法預金の利子について適用する。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

登録税法の一部を改正する法律案

登録税法の一部を改正する法律

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条ノ二第一号を次のように改める。

一 公認会計士法第十七条(同法第十六条の二第四項及第六十三條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ登録
公認会計士 金三千円
会計士補 金千五百円
公認会計士法第六十三條の二ニ規定スル外國公認会計士 金三千円

公認会計士法第六十三條ノ規定スル計理士 金千五百円
第十五条ノ二を第十五条ノ三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二 鉱業法第百四十四條第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ受タルトキハ左ノ區別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ
一 新規登録 土地又ハ建物ニ關スル損害賠償ノ支払金額 千分ノ一
二 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金二十円
三 登録ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 金十円

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条ノ二 登記所其ノ他ノ登記又ハ登録ヲ為シタル機関登記又ハ登録後ニ於テ当該登記又ハ登録ニ係ル登録税ノ納付ニ使用セラレタル印紙ガ偽造、変造又ハ消印除去ニ係ルモノナルコトニ因リ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ登録税ノ全部又ハ一部ヲ免レタルモノナルコトヲ

発見シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該登記又ハ登録ヲ受ケタル者以下申請者ト謂フ)ノ住所地ノ所轄税務署長ニ通知スベシ但シ申請者ガ二人以上アル場合ニ於テハ其ノ内一人ヲ選定シテ当該申請者ノ住所地ノ所轄税務署長ニ通知スベシ
前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル税務署長ハ当該申請者ヨリ免レタル登録税額ヲ直ニ現金ヲ以テ徴収スベシ此ノ場合ニ於テ申請者ガ二人以上アルトキハ連帯シテ納付ノ責ニ任ズルモノトス
第十九条第七号中「法令ニヨル公団、及び」公団ニ關スル法令」を削る。

附則
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
2 この法律施行前に納めた、又は納めるべきであつた登録税については、なお従前の例による。

登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律

第十條の次に次の一条を加える。
(担保物についての先取権)
第十條の二 国税徴収法第七條ノ四第四項の規定は、第五條第一項但書又ハ前條第一項の規定により提供された担保物について準用する。
第十五條の次に次の一条を加える。
(利子税額)
第十五條の二 揮発油税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日(第五條第一項但書の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日)までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に對シ、当該納期日(第十八條第一項第二号から第四号までの規定に該當シ、同條第四項の規定により揮発油税を徴収する場合において、第五條第一項本文の規定する納期日)の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相當する利子税額を揮発油税額にあわせて徴収する。

前項の場合において、納税義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日の日翌以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず。当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。
4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。
5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

附則
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二章の章名を削り、第五条を次のように改める。

三六五

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案外六件

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案外六件

三六六

第五条 株式会社ニ就キ更生手続ノ開始アリタル場合ニ於テ当該会社ニ係ル国税及滞納処分費ニ付所轄国税局又ハ税務署(以上アルトキハ当該会社ノ本店(外国ニ本店ヲ有スル会社ニ在リテハ本邦ニ於ケル主たる營業所トス以下同シ)所在地ノ所轄国税局又ハ税務署)ニ対シ他ノ国税局又ハ税務署ノ所轄ニ係ル国税及滞納処分費ニ付テノ徴収ノ引継ヲ為スコトヲ得但シ更正事件当該会社ノ本店以外ノ營業所又ハ財産ノ所在地ノ所轄地方裁判所ニ移送セラレタル場合ニ在リテハ当該地方裁判所ノ所在地ノ所轄国税局又ハ税務署ニ対シ之ヲ為スコトヲ得

第六条の前に次の章名を加える。

第二章 徴収

第九条第三項中「並所得税法第六十二条の四第一項ニ依ル加算税額」を削リ、同条第七項中「前四項の下に及第八項を加え、同項の次に次の二項を加える。

第三項ノ延滞加算税額ノ計算ノ基礎トナル滞納税額(滞納税額ノ一部ノ納付アリタルトキハ当該納付前ニ於ケル滞納税額ノ全額)十万円未満ナルトキハ第三項ノ延滞加算税額ハ第三項乃至第六項ニ拘ラズ当該延滞加算税額ノ計算ノ基礎トナル滞納税額及期間ニ応ジ政令ヲ以テ定ムル簡易延滞加算税額表ニ掲ケル金額ニ依ル

前項ノ簡易延滞加算税額表ニ掲ケル金額ハ第三項乃至第七項ニ依リ計算シタル延滞加算税額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

第三章ノ三の標題中「還付加算金」を「還付加算金等」ニ改める。

第三十一条ノ六第一項中「充當シタル日」の下に「第三十一条ノ七ニ依リ支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府ニ於テ其ノ支払ノ旨ヲ通知書ヲ納税義務者ニ発シタル日」を加え、同条第三項中「前項を(前二項)に改め、同条第一項の次に次の一項を加え

前項ハ還付加算金ノ計算ノ基礎トナル過額納額百円未満ナルトキハ之ヲ適用セズ当該過額納額百円未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三章ノ三中第三十一条ノ六の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ七 過額納金ノ還付金、還付加算金其ノ他此等ノ類スル政令ヲ以テ定ムル国税ニ關スル支払金ノ支払ニ關スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ郵政官署ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大藏大臣ハ前項ノ支払ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル出納官吏ニ交付スルコトヲ得

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の国税徴収法(以下「改正法」といふ)第九条の規定は、この法律施行後徴収される延滞加算税額について適用する。

3 この法律施行の際改正法第九条第三項に規定する滞納税額が十万円未満である場合(前項の規定により改正法第九条第八項の規定の適用がある場合を除く)において、当該税額に係る延滞加算税額は、同条第三項から第六項までの規定にかかわらず、当該延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ、政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額に準ずる。

4 改正法第九条第七項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。

5 所得税法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)による改正前の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第六十二条の四第一項の規定による加算税額は、改正法第九条の規定の適用については、同条第三項に規定する利子税額及び加算税額とみなす。

6 改正法第三十一条ノ六第二項の規定は、この法律施行後生ずる過額納金について適用し、この法律施行前に生じた過額納金については、なお従前の例による。

7 改正法第三十一条ノ六の規定の

適用については、当分の間、督促手続料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案
通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条ノ二第三項中「百円」を「二百円」に改める。

第三十一条ノ四第一項及び第二項中「通行税ノ税額」の下に「当該税額ノ一部ヲ通行税ノ税額計算ノ基礎トナルベキ事実ニシテ隠蔽又ハ仮装セラレザルモノニ基クコト明ラカナルトキハ当該隠蔽又ハ仮装セラレザル事実ニ基ク税額トシテ計算シタル金額ヲ控除シタル税額」を加える。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の通行税法(以下「新法」といふ)第三十一条ノ二第三項及び第三十一条ノ三第四項の規定は、昭和二十八年八月二日以後納付し、又は徴収される利子税額及び輕加算税額について適用する。

3 新法第三十一条ノ四第一項及び第二項の規定は、昭和二十八年八月

一日以後決定の通知をする重加算税額について適用する。

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案
酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案
酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第七号中「あつ旋」の下に「あつ旋に代えて資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む」を加える。

第八十二条第一項第五号中「あつ旋」の下に「あつ旋に代えて資金の借入及びその借り入れた資金の組合員たる酒類業組合に対する貸付を含む」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

五 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、そ

の直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもの

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を修正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

外国為替資金特別会計法の一部を修正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を修正する法律案

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように修正する。

第九条中「第十八条第二項但書の規定による借入金」を「積立金から生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

第十三条の見出し中「繰入を」を「理」に改め、同条中「及び附属雑収入を、積立金から生ずる収入及び附属雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。」を

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 納税貯蓄組合法の一部を修正する法律案外六件

「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。
第十四条の見出し中「補てん」を「処理」に改め、同条中「当該年度の一般会計の歳入をもつて補てん」を「前条に規定する積立金から補てん」に改め、同条但書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、翌年度において、一般会計から、その補足することができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れて補てんするものとする。

第十七条の見出しを「余剰金及び積立金の預託」に改め、同条に次の一項を加える。
2 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、第十三条の改正規定は、昭和二十七年四月以後の決算上の剰余金の処理について適用する。

外国為替資金特別会計法の一部を修正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔渡番忠雄君登壇〕

○渡番忠雄君 たいま議題となりました納税貯蓄組合法の一部を修正する法律案外六法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、納税貯蓄組合法の一部を修正する法律案について申し上げます。現行制度におきましては、納税貯蓄組合の預金を納税以外の目的のために引出した場合に、その部分の利子については所得税を課税することとしておるのでありますが、合計額が二万円以下であるときには、今回その利子に対しては課税しないことに改正しようとするものであります。

次に、登録税法の一部を修正する法律案について申し上げます。登録税につきましては、登記所等において登録税の納付に使用された印紙が偽造等不正のものであることを発見したときは、これを税務署に通報させ、これに基づいて国税徴収法の規定により登録税を追徴することができることとする等の改正を行うというのであります。

次に、揮発油税法の一部を修正する法律案について申し上げます。揮発油税につきましては、直接国税の場合と同様に、指定納期限までに揮発油税を完納しなかつたときは、その翌日から日歩四銭の利子税を徴取することとする等、規定の整備をはかりようとするものであります。

次に、国税徴収法の一部を修正する法律案について申し上げます。本改正案におきましては、過納金の還付を促進するため、税務署はもよりの郵便局において還付を行うことができることとし、なお延滞加算税額の計算の簡素化をはかる等のため、所要の改正を行うこととするのであります。

次に、通行税法の一部を修正する法律案について申し上げます。通行税につきましては、今回国会に提案せられております所得税法、法人税法等の改正と同様に、三百円未満の利子税は徴取しないこととするともに、重加算税額の計算の基礎となる通行税には、隠蔽または仮装されてない事実に基づく税額を含まないこととしたのであります。

次に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を修正する法律案について申し上げます。本法案は、組合員の企業合理化等に必要なる金融を容易にするため、酒類業組合等が、資金の借入れのあつせんにかえて、まずから資金の借入れ及びその組合員に対する貸付を行うことができるようにするとともに、中小企業金融公庫から資金を借り入れることができるようにしようとするのであります。

最後に、外国為替資金特別会計法の一部を修正する法律案について申し上げます。この法律案は、外国為替相場の変動に備えるため、外国為替資金特

別会計において決算上の剰余金ができたとときは、これを積立金として積み立て、また決算上不足を生じたときは、まずこの積立金をもつて補足することができることとしたそうとするものであります。

以上各法律案につきましては、慎重に審議の結果、本日質疑を打ち切り、ただちに討論を省略して一括採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 七案を一括して採決いたします。七案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて七案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

明日十七日は定刻より特に本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時一分散会

- 出席國務大臣
 法務大臣 犬養 健君
 文部大臣 大瀧 茂雄君
 厚生大臣 山縣 勝見君
 運輸大臣 石井光次郎君
 郵政大臣 塚田十一郎君
 出席政府委員
 大蔵政務次官 愛知 揆一君

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 議長の報告

明説を省略した報告

一、去る十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
国の所有に属する物品の充代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、財産の処分に関する法律の一部を改正する法律
保険業法等の一部を改正する法律
人権擁護委員法の一部を改正する法律

一、去る十四日本院は公安審査委員会委員に黒川茂君及び広瀬豊作君を任命することに同意した。
一、昨十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
離島振興法

臨時給買等改善助成利子補給法
青少年問題協議会設置法
厚生省設置法の一部を改正する法律
大蔵省設置法の一部を改正する法律
航空機抵当法

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法の一部を改正する法律

一、昨十五日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

建設技監 菊池 明
建設省河川局長 伊藤 大三

労働省職業 江下 孝
(外務大臣官 大野 勝巳)

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、昨十五日議長において承認した。
明、伊藤大三を同日政府委員に任命した。
一、去る十四日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会
理事 西村 力弥君(理事西村力弥君去る十三日委員辞任につきその補欠)

農林委員会
理事 安藤 覺君(理事安藤覺君去る十三日委員辞任につきその補欠)

一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 中 助松君
地方行政委員 鈴木 幹雄君 西村 力弥君

外務委員 木村 文男君 三浦 一雄君
大蔵委員 石橋 湛山君
厚生委員 松永 東君
農林委員 寺島隆太郎君
水産委員 安藤 覺君

通商産業委員 加藤 清二君
運輸委員 竹谷源太郎君
郵政委員 濱地 文平君
労働委員 保利 茂君
(外務大臣官 大野 勝巳)

通商産業委員 加藤 清二君
運輸委員 竹谷源太郎君
郵政委員 濱地 文平君
労働委員 保利 茂君

一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 田中 彰治君
地方行政委員 三浦 一雄君 山中日露史君

山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君

外務委員 鈴木 幹雄君
大蔵委員 安藤 覺君
農林委員 木村 文男君
水産委員 石橋 湛山君

一、去る十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
人事委員 三浦 重一君
地方行政委員 三浦 重一君

外務委員 加藤 勲十君
大蔵委員 濱地 文平君
労働委員 保利 茂君
(外務大臣官 大野 勝巳)

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 坊 秀男君
(外務大臣官 大野 勝巳)

外務委員 加藤 勲十君
大蔵委員 濱地 文平君
労働委員 保利 茂君

一、去る十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 山中 彰治君
地方行政委員 三浦 重一君

山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君

外務委員 加藤 勲十君
大蔵委員 濱地 文平君
労働委員 保利 茂君

一、去る十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 山中 彰治君
地方行政委員 三浦 重一君

山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 坊 秀男君
(外務大臣官 大野 勝巳)

水産委員 田中伊三次君
郵政委員 濱地 文平君
労働委員 保利 茂君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 坊 秀男君
(外務大臣官 大野 勝巳)

山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君

外務委員 加藤 勲十君
大蔵委員 濱地 文平君
労働委員 保利 茂君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 坊 秀男君
(外務大臣官 大野 勝巳)

山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君
山形新治郎君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 坊 秀男君
(外務大臣官 大野 勝巳)

外務委員

島上清五郎君 山崎 始男君
大蔵委員 坪川 信三君
文部委員 大久保武雄君

厚生委員 武蔵運十郎君
水産委員 帆足 計君
通商産業委員 林 譲治君

経済安定委員 加藤 清二君
子算委員 阿部 五郎君
決算委員 鈴木 正文君

山中 貞則君 三和 精一君
田河 光一君

一、去る十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 堤 ツルヨ君

水害地緊急対策特別委員 足立 郎郎君

一、去る十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 受田 新吉君

水害地緊急対策特別委員 江藤 夏雄君

一、去る十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員 林 伯雄君、山本 友一君

一、去る十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員 田中 龍夫君 熊谷 憲一君

一、昨十五日水害地緊急対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 平井 義一君(生田宏一君 昨十五日理事辞任につきその補欠)

一、昨十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員 馬場 元治君 稲富 稜人君

一、昨十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員 徳安 實蔵君 木下 郁君

一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

私立学校教職員共済組合法案

一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

私立学校教職員共済組合法案(内閣提出第一六一号)

文部委員会 付託 加工水産物の輸出振興に関する法律案(佐竹新市君外四十四名提出、乗法第二七号)

水産委員会 付託 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(伊藤卯四郎君外六十三名提出、乗法第三〇号)

通商産業委員会 付託 一、去る十四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十六年一般会計予備費使用総調査(その2)

昭和二十六年特別会計予備費使用総調査(その2)

昭和二十六年特別会計予算総則第七条及び第八条に基く使用総調査

昭和二十七年一般会計予備費使用総調査

昭和二十七年特別会計予算総則第九条及び第十条に基く使用総調査

昭和二十六年一般会計予備費使用総調査(その2)

昭和二十六年特別会計予備費使用総調査(その2)

昭和二十六年特別会計予算総則第七条及び第八条に基く使用総調査

昭和二十七年一般会計予備費使用総調査

昭和二十七年特別会計予算総則第九条及び第十条に基く使用総調査

外務省設置法の一部を改正する法律案

保安庁法の一部を改正する法律案

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案

大船再保険特別会計法案

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

鉄道敷設法等の一部を改正する法律案

水先法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

鉄道敷設法等の一部を改正する法律案

水先法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

一、去る十四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

加工水産物の輸出振興に関する法律案(佐竹新市君外四十四名提出)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(伊藤卯四郎君外六十三名提出)

一、去る十四日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

社等等に無償で貸し付けてある固有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案

一、昨十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案

一、昨十五日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

海軍代理士法の一部を改正する法律案

一、昨十五日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

労働金庫法案

一、昨十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案(内閣提出第一六二号)

内閣委員会 付託 海軍代理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号(参議院送付))

運輸委員会 付託 一、昨十五日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

労働金庫法案(栗山貞夫君外十三名提出、参法第四号(予))

労働委員会 付託 一、昨十五日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

離島振興法案

一、昨十五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議録第二十三号 議長報告

昭和二十八年七月十六日 衆議院會議第二十三号 議長の報告

臨時船賃等改善助成利子補給法案
青少年問題協議会設置法案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

航空機抵当法案

昭和二十八年四月及び五月における

陳腐書の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、去る十四日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

戦傷病者、戦没者遺族に対する国家

補償に関する質問主意書(世耕弘一

君提出)

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(送料別)
発行所 東京府新橋区市役所本町一五
大蔵省印刷局
電話九段一〇〇〇
郵便一〇〇〇